

第29回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和2年11月20日（金）14時45分～

場所：大阪府新別館南館8階 大研修室

次 第

議 題

（1）現在の感染状況・療養状況

- ・現在の感染状況・療養状況について【資料1-1】
（参考）専門家会議中野オブザーバーによる新規感染者数の推移予測【資料1-2】
- ・新規陽性者数の推移と患者発生シミュレーション【資料1-3】
- ・入院・療養の状況【資料1-4】
- ・病床運用フェーズ4への移行の判断について【資料1-5】
- ・医療機関に対する緊急要請【資料1-6】
- ・感染拡大を踏まえた入院・療養体制について【資料1-7】
（参考）夜間（18時～24時）における人口増減状況【資料1-8】

（2）イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請等

- ・イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請【資料2-1】
（参考）イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請 新旧対照表【資料2-2】
（参考）感染防止宣言ステッカーの実効性確保に向けた取組状況【資料2-3】

（3）インフルエンザ流行に備えた体制整備

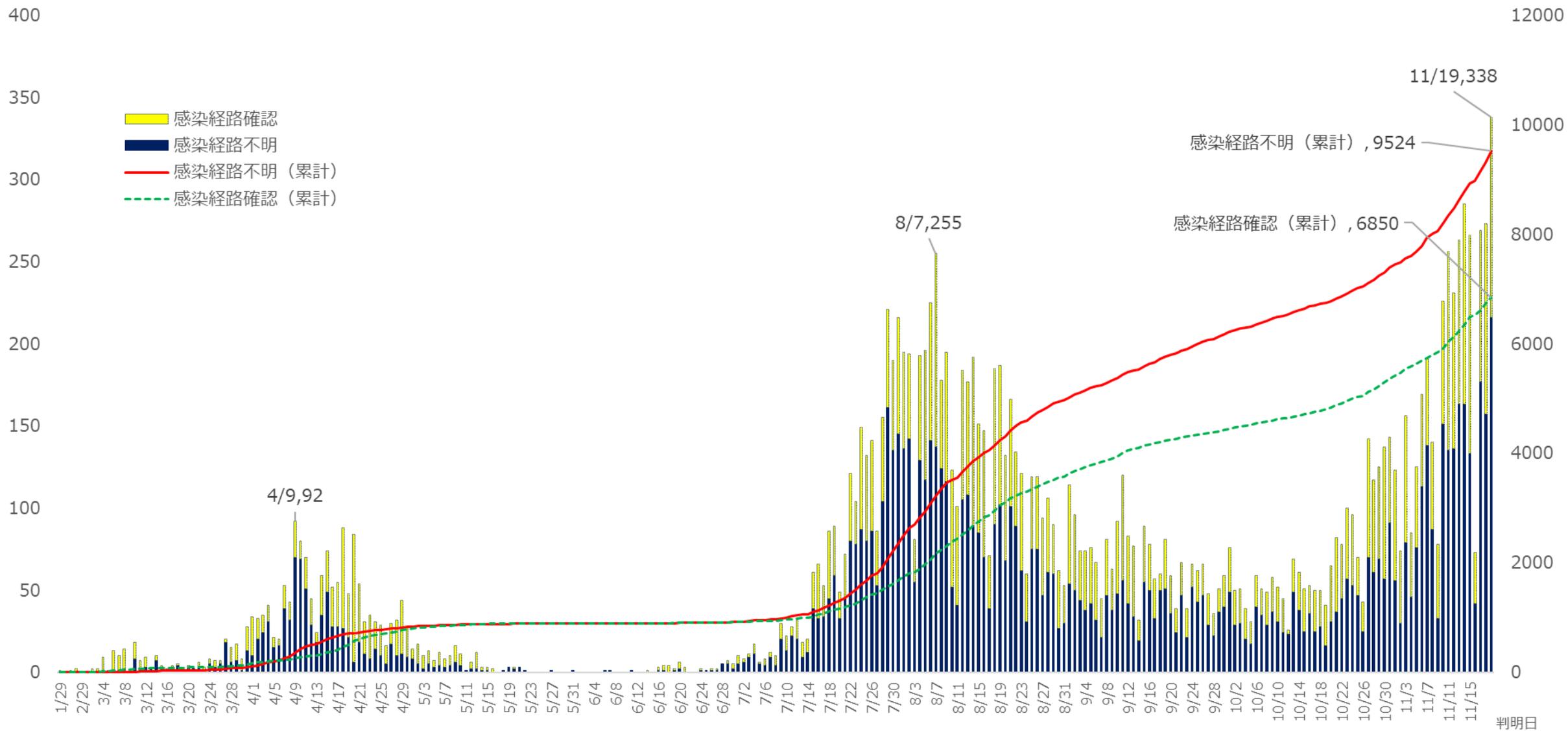
- ・「診療・検査医療機関」の指定について【資料3-1】
- ・保健所業務の重点化等について【資料3-2】

（4）その他

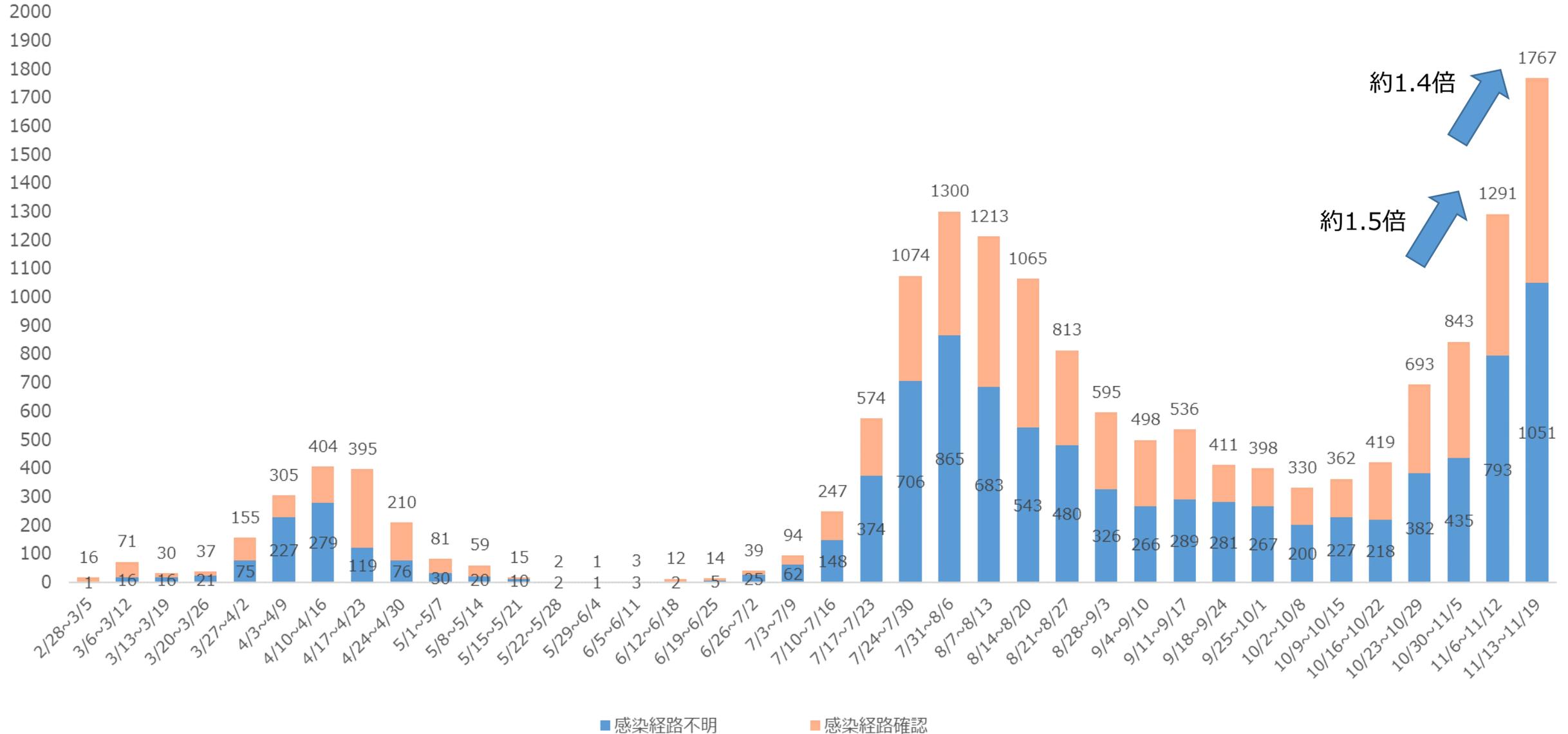
- （参考）新型コロナウイルス感染防止のための換気のポイント【資料4-1】

陽性者数の推移

資料 1 - 1



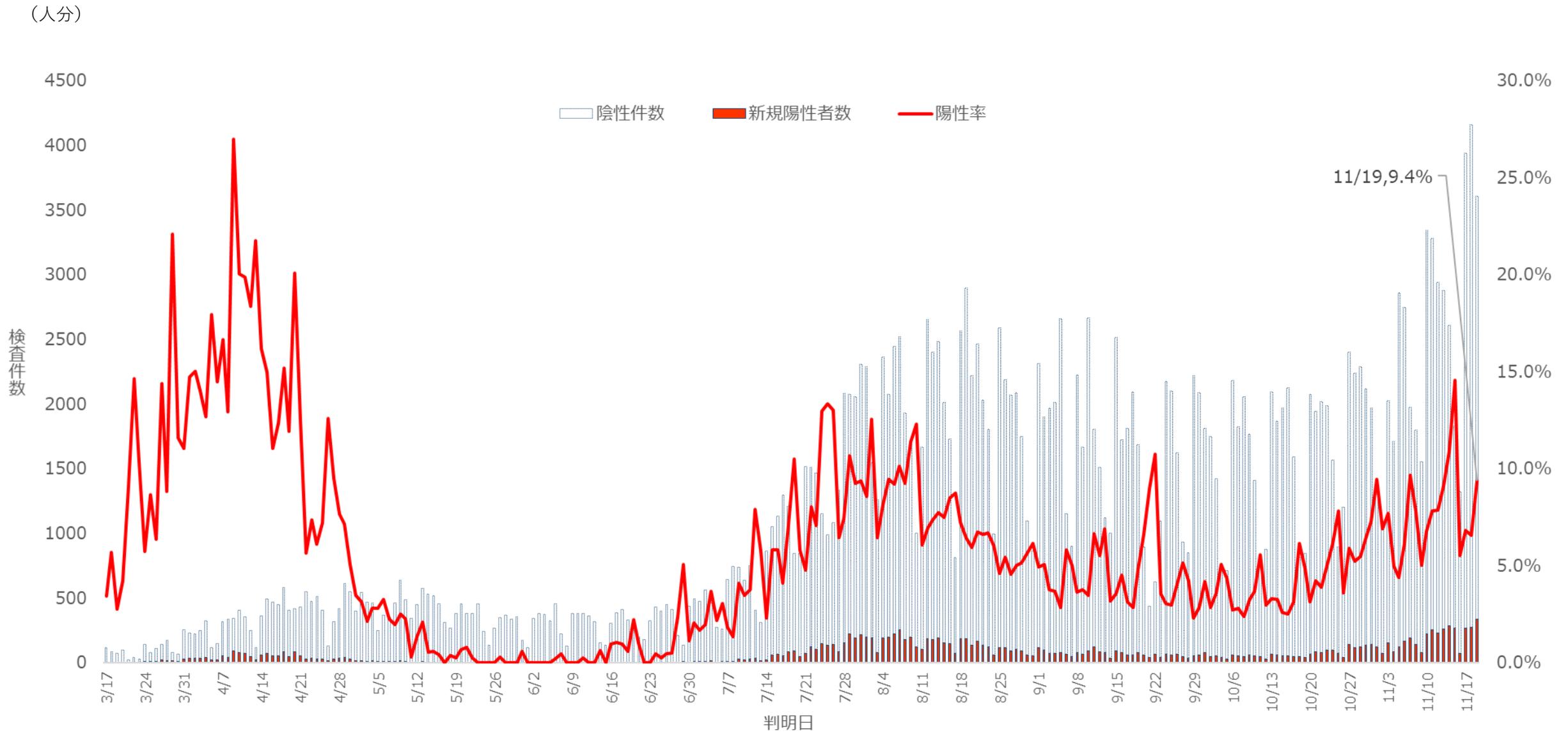
7日間毎の新規陽性者数



約1.5倍

約1.4倍

検査件数と陽性率



「大阪モデル」モニタリング指標の状況

分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する警戒・非常事態解除の基準	7/31	8/19	8/31	9/17	10/8	11/11	11/19	
					23回会議	24回会議	25回会議	26回会議	27回会議	28回会議		
(1) 市中での感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比	①2以上かつ ②10人以上	—	—	1.79	0.83	0.71	1.10	0.75	1.75	1.33	10/23以降、1以上で推移
	②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均		—	10人未満	109.43	85.29	55.29	41.71	28.71	107.00	150.14	10月下旬以降、増加傾向
	【参考①】新規陽性者における感染経路不明者の割合	—	—	—	67.6%	56.1%	58.5%	59.6%	59.2%	57.4%	63.9%	概ね50～60%以上で推移
(2) 新規陽性患者の拡大状況	③7日間合計新規陽性者数	120人以上かつ 後半3日間で半数以上	—	—	1,142	1,110	643	536	330	1185	1767	10月下旬以降、増加傾向
	うち後半3日間		627	443	205	224	159	560	880			
	④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	—	—	0.5人未満	12.94	12.58	7.29	6.07	3.74	13.43	20.03	同上
	【参考②】確定診断検査における陽性率の7日間移動平均	—	—	—	9.9%	7.6%	5.2%	4.8%	3.4%	6.8%	9.0%	同上
(3) 病床等の逼迫状況	⑤患者受入重症病床使用率	70%以上 （「警戒（黄色）」信号が点灯した日から起算して25日以内）	60%未満	10.1%	31.9%	31.9%	16.5%	12.2%	30.6%	36.9%	11/14以降、30%以上で増加傾向 ※府民に対する警戒解除の基準を充足	
	【参考③】患者受入軽症中等症病床使用率	—	—	—	25.7%	47.9%	39.4%	29.9%	17.1%	32.8%	44.2%	11/17以降、40%以上で増加傾向
	【参考④】患者受入宿泊療養施設部屋数使用率	—	—	—	28.4%	17.3%	10.2%	9.9%	11.4%	20.8%	32.8%	11/16以降、30%以上で増加傾向
各指標を全て満たした場合における信号		黄	赤	緑 (ただし、一定期間経過後消灯)	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	

※陽性者数については、11/15までは再陽性者数を除き、11/16以降は再陽性者数を含む。

※検査件数については、11/15までは再陽性検査数を除き、11/16以降は再陽性検査数を含む。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策分科会におけるモニタリング指標の状況

【分科会の指標の考え方】

ステージの移行を検知する指標はあくまで目安。指標をもって機械的に判断するのではなく、これらの指標を総合的に判断。

※ステージIII「感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階」

ステージIV「爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階」 ※ステージI・IIの指標設定はなし

		指標及び目安		7/31 23回会議	8/19 24回会議	8/31 25回会議	9/17 26回会議	10/8 27回会議	11/11 28回会議	11/19	11/19時点の 基準到達状況	(参考) ステージIV 基準到達状況	基準 到達状況	
ステージIII	医療提供体制等の 負担	①病床の 逼迫具合	病床全体	・最大確保病床(※1 1615床)の 占有率 20%以上	18.2%	35.4%	30.3%	22.2%	13.0%	28.0%	37.5%	●	50%以上	○
				・現時点の確保病床数(※2 1405床)の占有率 25%以上	23.4%	45.5%	38.3%	27.9%	16.4%	32.5%	43.1%	●	—	
		うち、重症者用 病床	・最大確保病床(215床)の 占有率 20%以上	8.8%	27.9%	27.9%	14.4%	10.7%	29.3%	35.3%	●	50%以上	○	
			・現時点の確保病床数(206床)の 占有率 25%以上	10.1%	31.9%	31.9%	16.5%	12.2%	30.6%	36.9%	●	—		
	②療養者数	人口10万人あたりの全療養者数15人以上 (※3)		14.34	19.47	13.72	8.65	5.11	16.64	24.74	●	25人以上	○	
	監視体制	③PCR陽性率	10% ※1週間の平均		9.9%	7.6%	5.2%	4.8%	3.4%	6.8%	9.0%	○	ステージIIIと同基準	○
	感染の状況	④新規報告数	15人/10万人/週 以上		12.94	12.58	7.29	6.07	3.74	13.43	20.03	●	25人以上	○
		⑤直近一週間と先週一週間の比較	直近一週間が先週一週間より多い	直近一週間	1,142	1,110	643	536	330	1,185	1,767	●	ステージIIIと同基準	●
				先週一週間	670	1,262	985	498	398	843	1,291			
	⑥感染経路不明割合	50% ※1週間の平均		67.1%	53.8%	60.2%	54.5%	60.9%	63.2%	59.5%	●	ステージIIIと同基準	●	

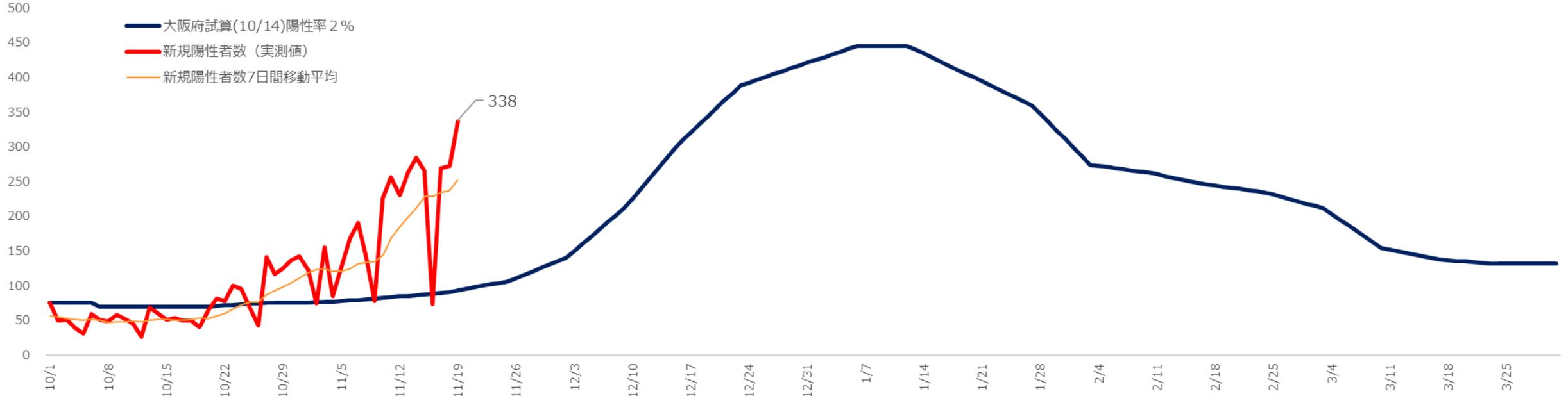
※1 最大確保病床とは、都道府県がピーク時に向けて確保しようとしている病床数をいう。

※2 現時点の確保病床数とは、現時点において都道府県が医療機関と調整を行い、確保している病床数でもあり、直近に追加確保できる見込みがある場合はその病床分も追加して確認する。

※3 全療養者：入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数

●：基準外 ○：基準内

患者推計と実測値（10月1日以降の推移）

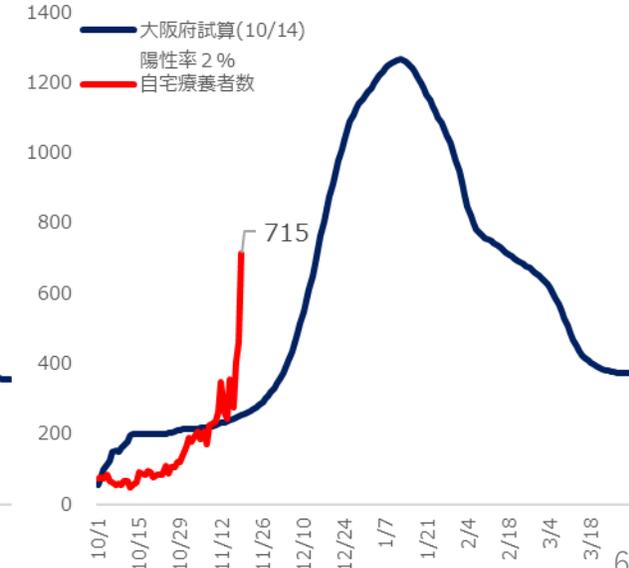
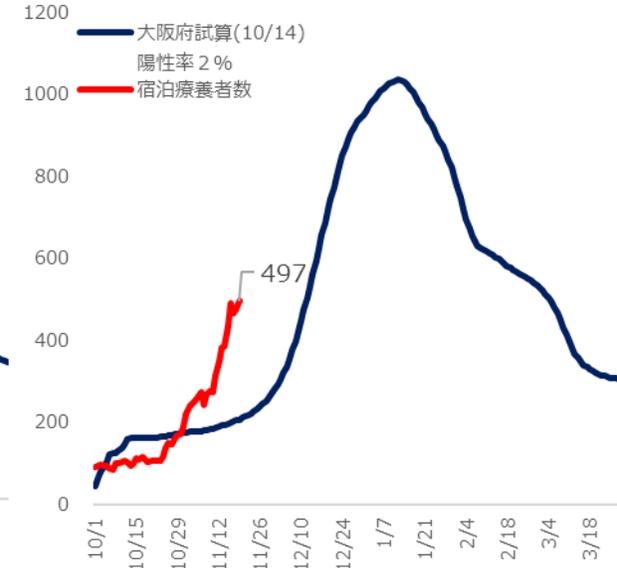
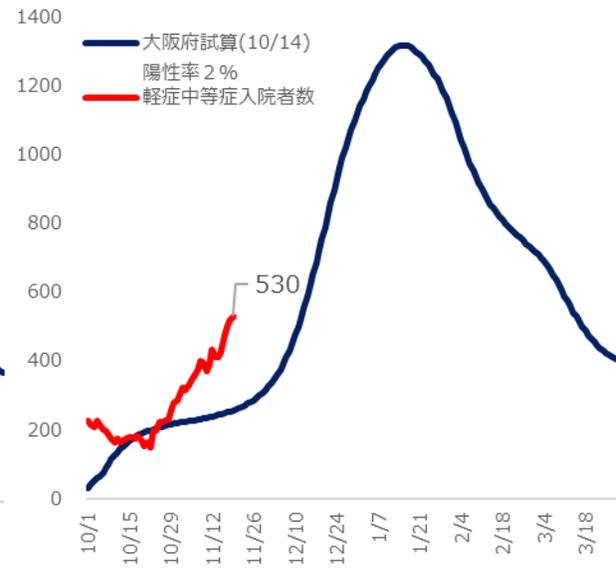
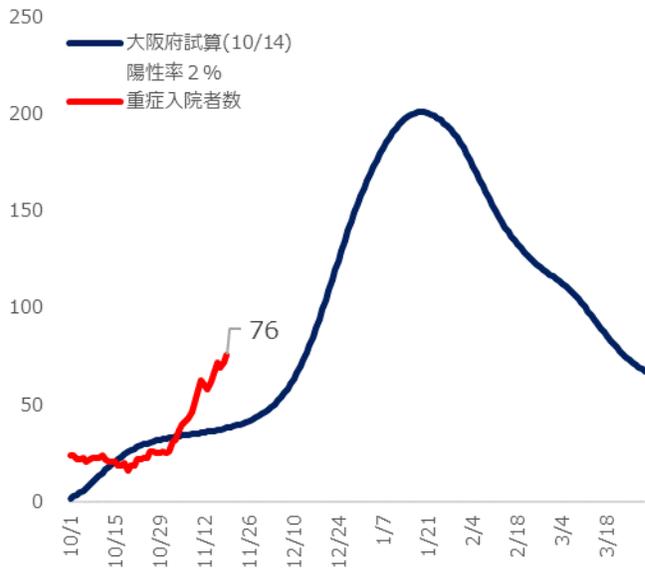


入院患者（重症）

入院患者（軽症中等症）

宿泊療養者

自宅療養者



推定感染日別陽性者数

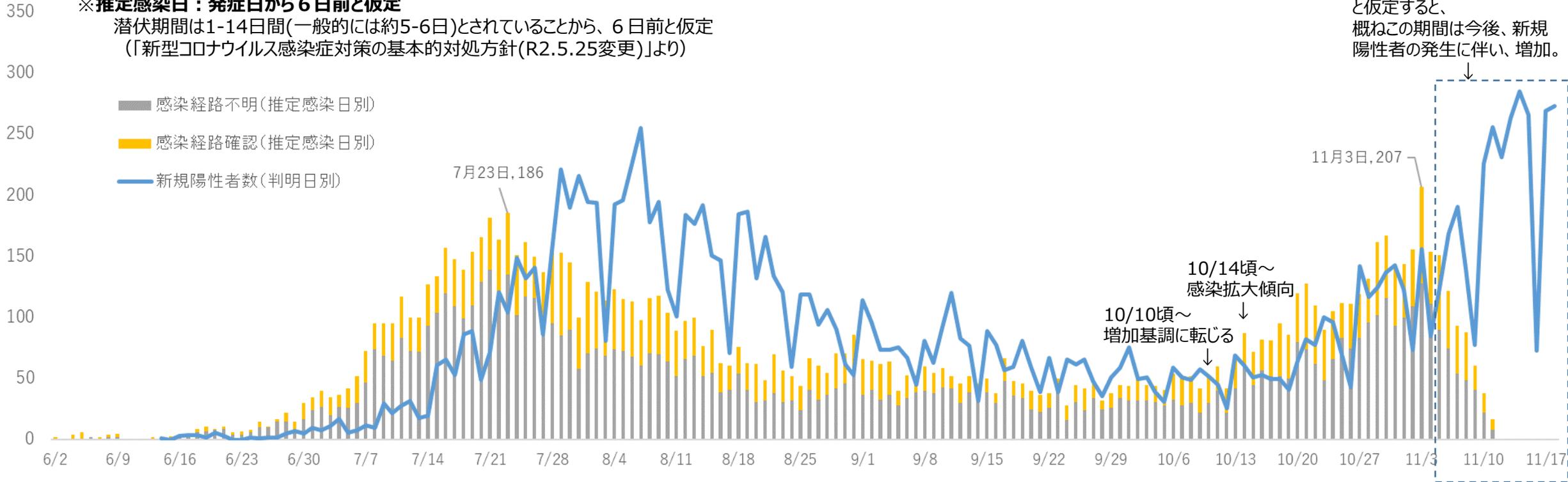
(6月14日以降11月18日までの判明日分) (N=11,787名(調査中、不明、無症状2,463名を除く))

※推定感染日：発症日から6日前と仮定

潜伏期間は1-14日間(一般的には約5-6日)とされていることから、6日前と仮定
(「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(R2.5.25変更)」より)

感染から発症まで6日、
発症から陽性判明まで7日
と仮定すると、
概ねこの期間は今後、新規
陽性者の発生に伴い、増加。

陽性者数



- 7月9日
20代を中心とする府民への注意喚起
- 7月12日
黄色信号点灯
- 7月16日
三ナミ地区での街頭啓発
三ナミ検査場の設置
- 7月22日
連休中の感染拡大防止の取組みのお願い
新規陽性者数100人超え
Go To Travel 開始
- 7月28日
新規陽性者数200人超え
5人以上の宴会等自粛要請などを決定
- 7月31日
三ナミ地区の一部への施設休業等の要請
- 8月1日
5人以上の宴会等自粛要請(8月31日)
- 8月6日
イエローステージ2移行(8月1日)を決定
- 8月19日
重症者の発生状況や重症病床のシミュレーションを報告
- 8月21日
高齢者やその家族、高齢者施設等従業員への注意喚起、施設等への感染防止対策の徹底等要請
- 8月28日
8月19日対策本部会議
- 9月1日
9月1日～9月18日
多人数での宴会等自粛要請など
- 9月17日
イエローステージ1移行(9月1日)などを決定
- 9月19日
多人数での宴会等自粛要請など
- 9月28日
対策本部会議
- 9月31日
イエローステージ1移行(9月1日)などを決定
- 10月1日
Go To Travel 東京発着追加
Go To Eat 開始
- 10月8日
3密で唾液が飛び交う環境自粛要請など
多人数での宴会等自粛要請から
3密で唾液が飛び交う環境自粛要請に変更
- 10月10日
自粛要請の緩和スタート
- 10月14日
Go To Eat Osaka 食事券引換開始
- 11月1日
入国制限緩和

各都道府県の新規陽性者数の動向 (対人口10万人・11月19日時点)

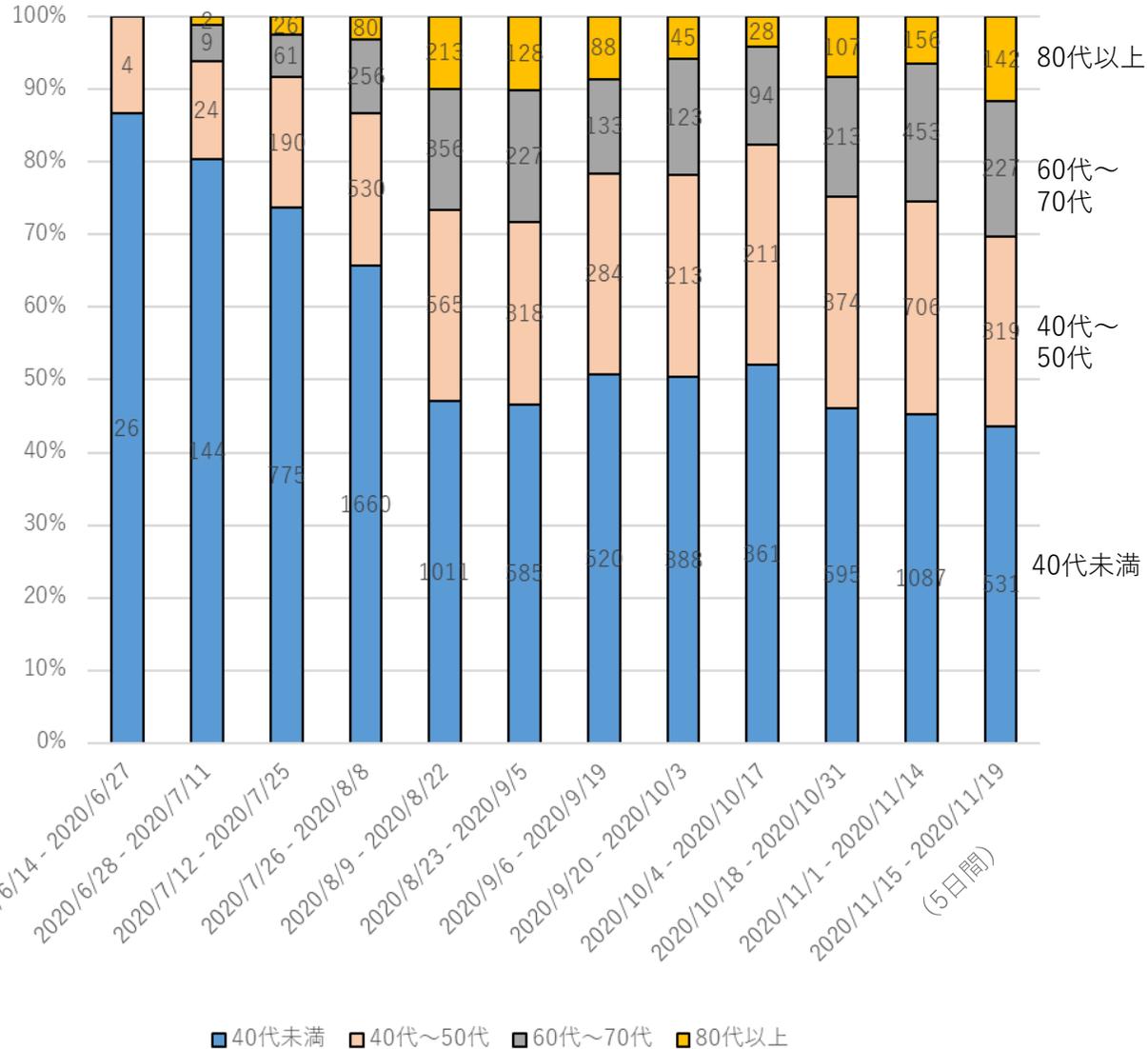


※各都道府県の公表資料より府が分析

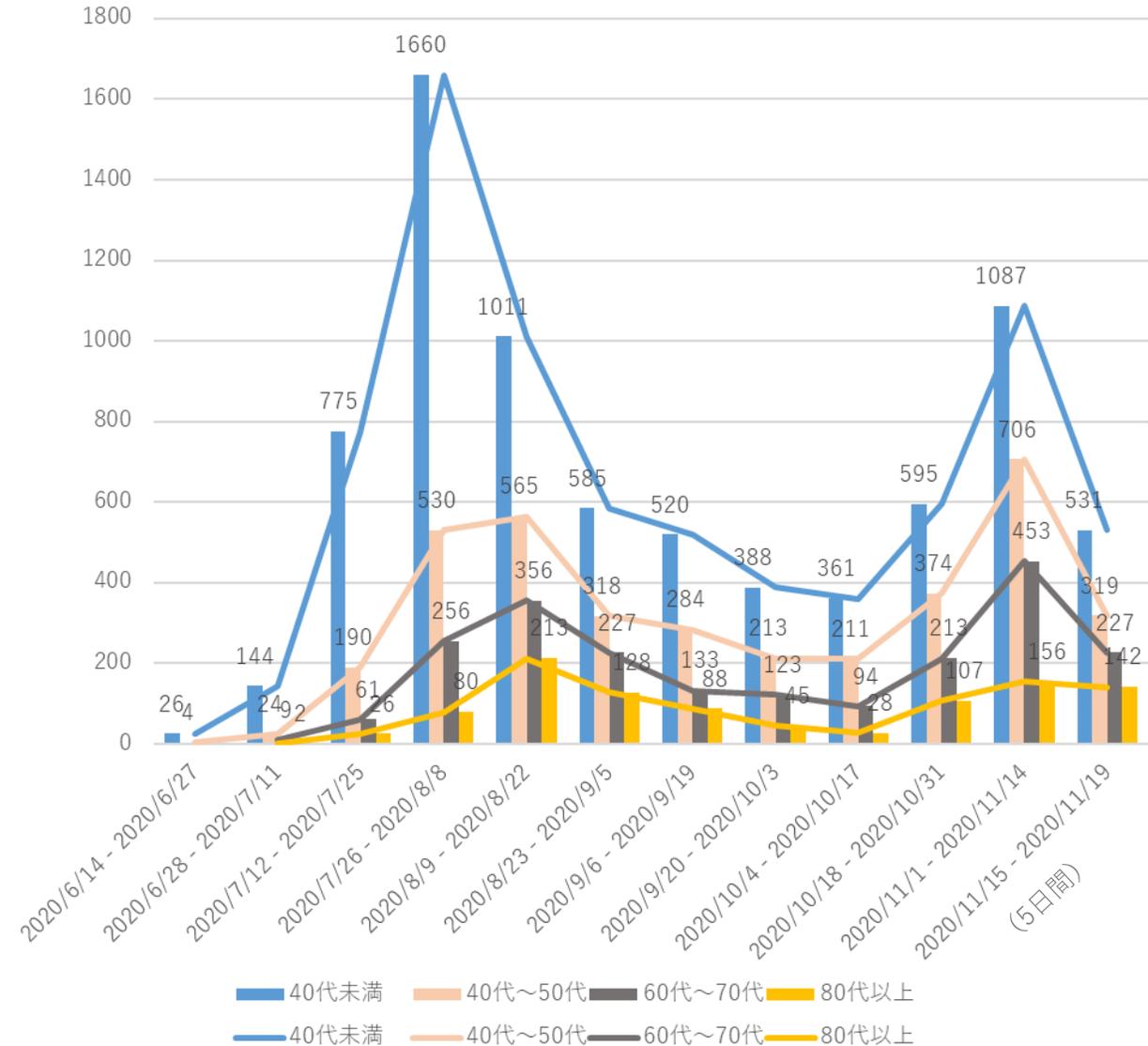
陽性者の年齢区分

(6月14日以降11月19日までに判明した14,588事例の状況)

陽性者の年齢区分 (割合, 2週間単位)



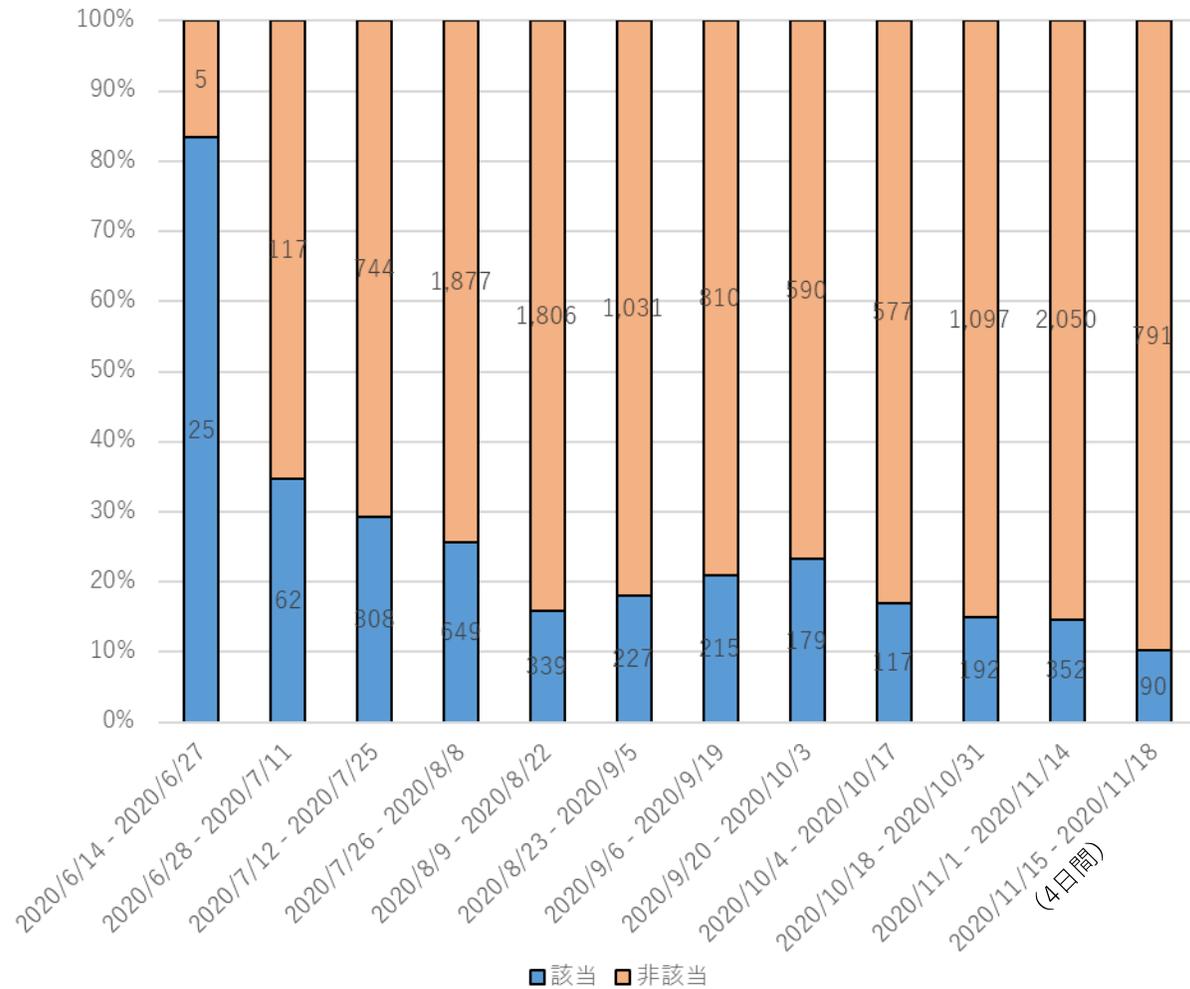
陽性者の年齢区分 (実数, 2週間単位)



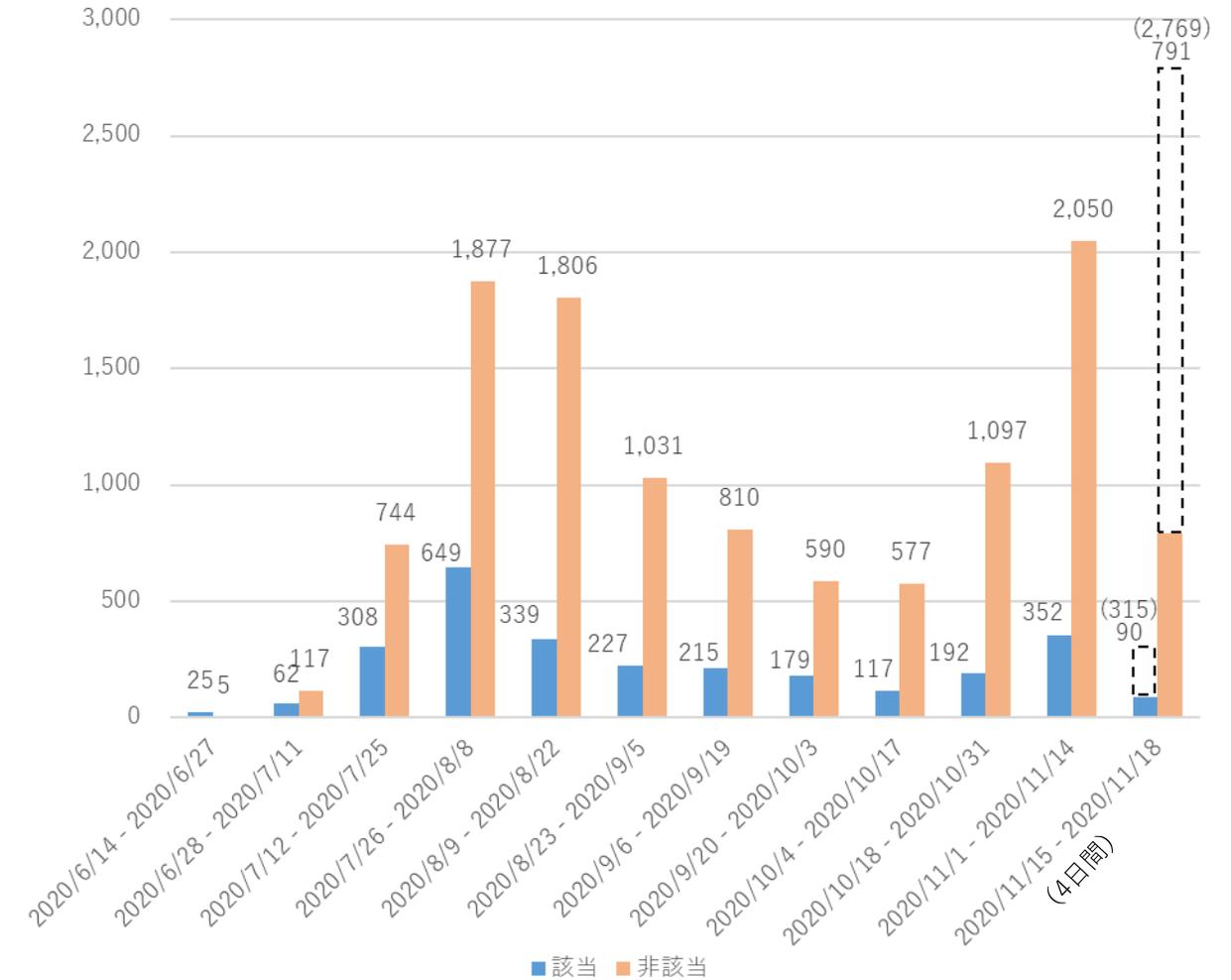
夜の街の関係者及び滞在者の状況（陽性者全体における該当者）

（6月14日以降11月18日までに判明した14,250事例の状況）

夜の街の関係者及び滞在者の状況（全件：割合）



夜の街の関係者及び滞在者の状況（全件：実数）

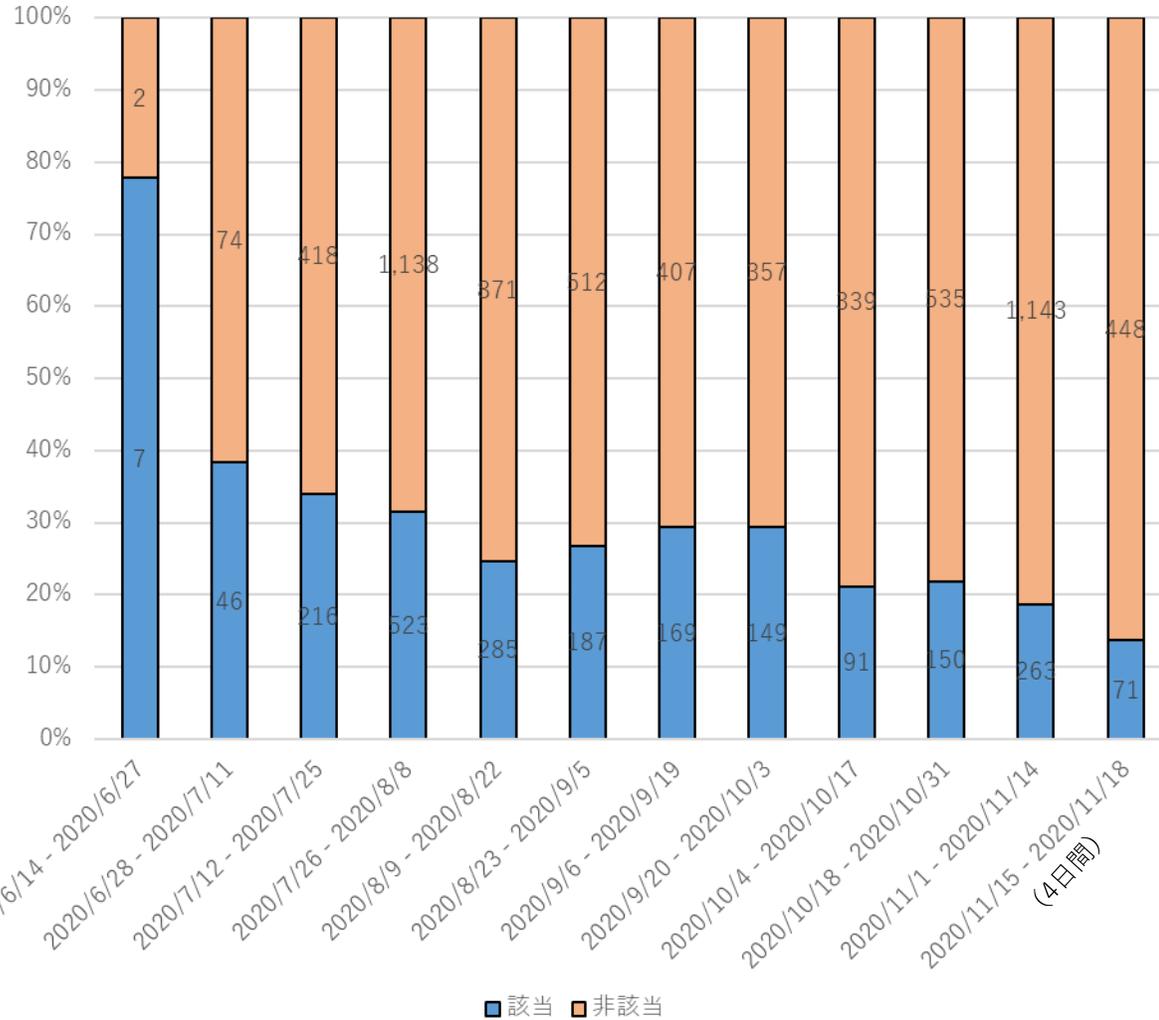


※カッコ書きは、14日間の推定値

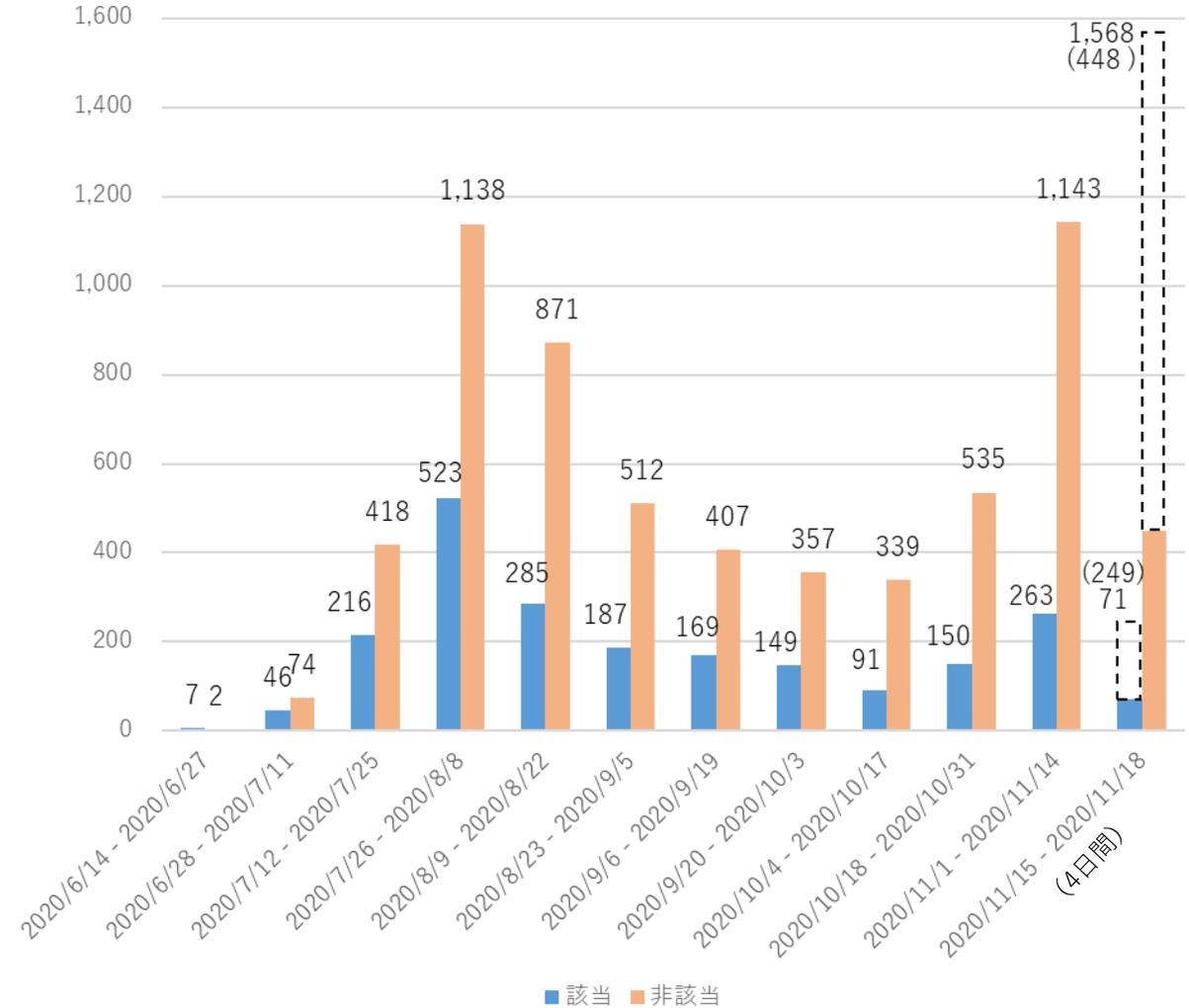
夜の街の関係者及び滞在者の状況（感染経路不明者における該当者）

（6月14日以降11月18日までに判明した感染経路不明者8,401事例の状況）

夜の街の関係者及び滞在者の状況（感染経路不明：割合）



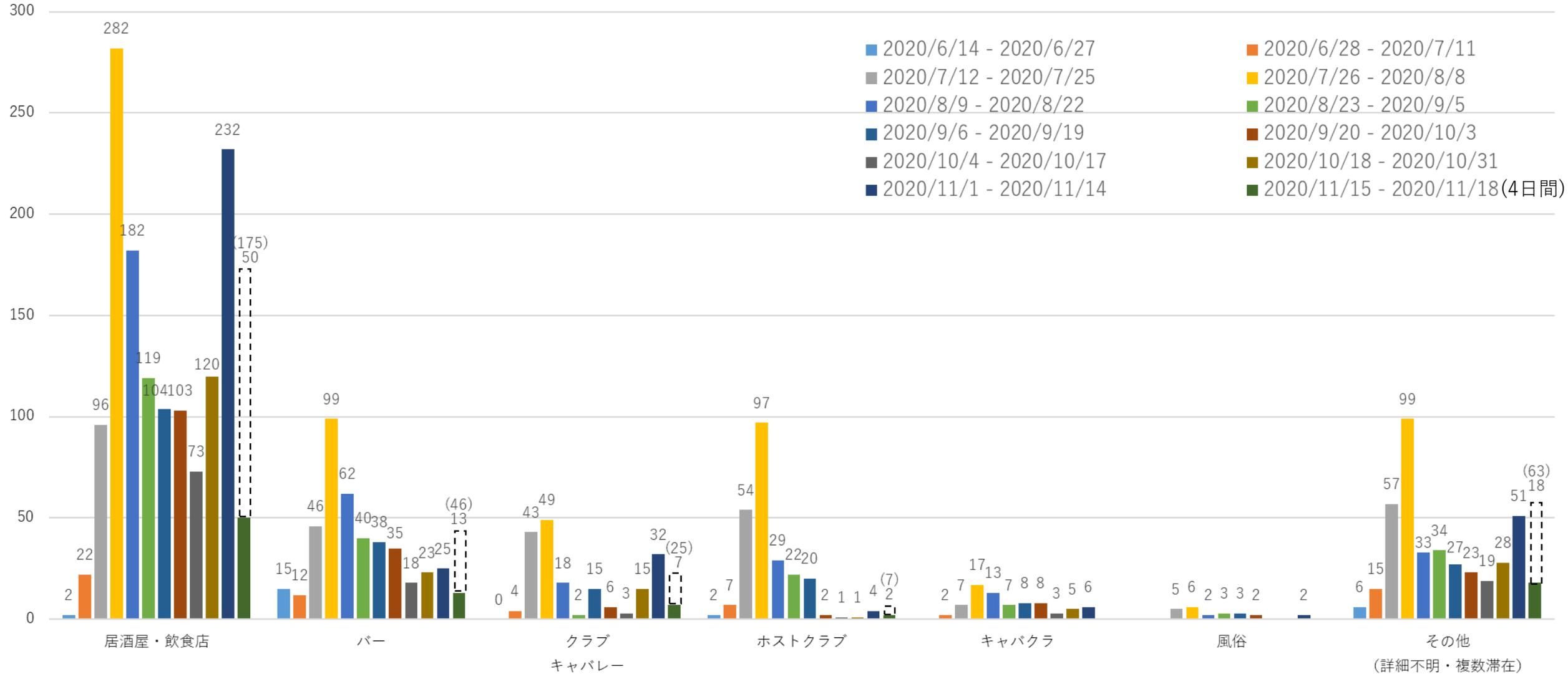
夜の街の関係者及び滞在者の状況（感染経路不明：実数）



※カッコ書きは、14日間の推定値

夜の街の滞在分類別の状況

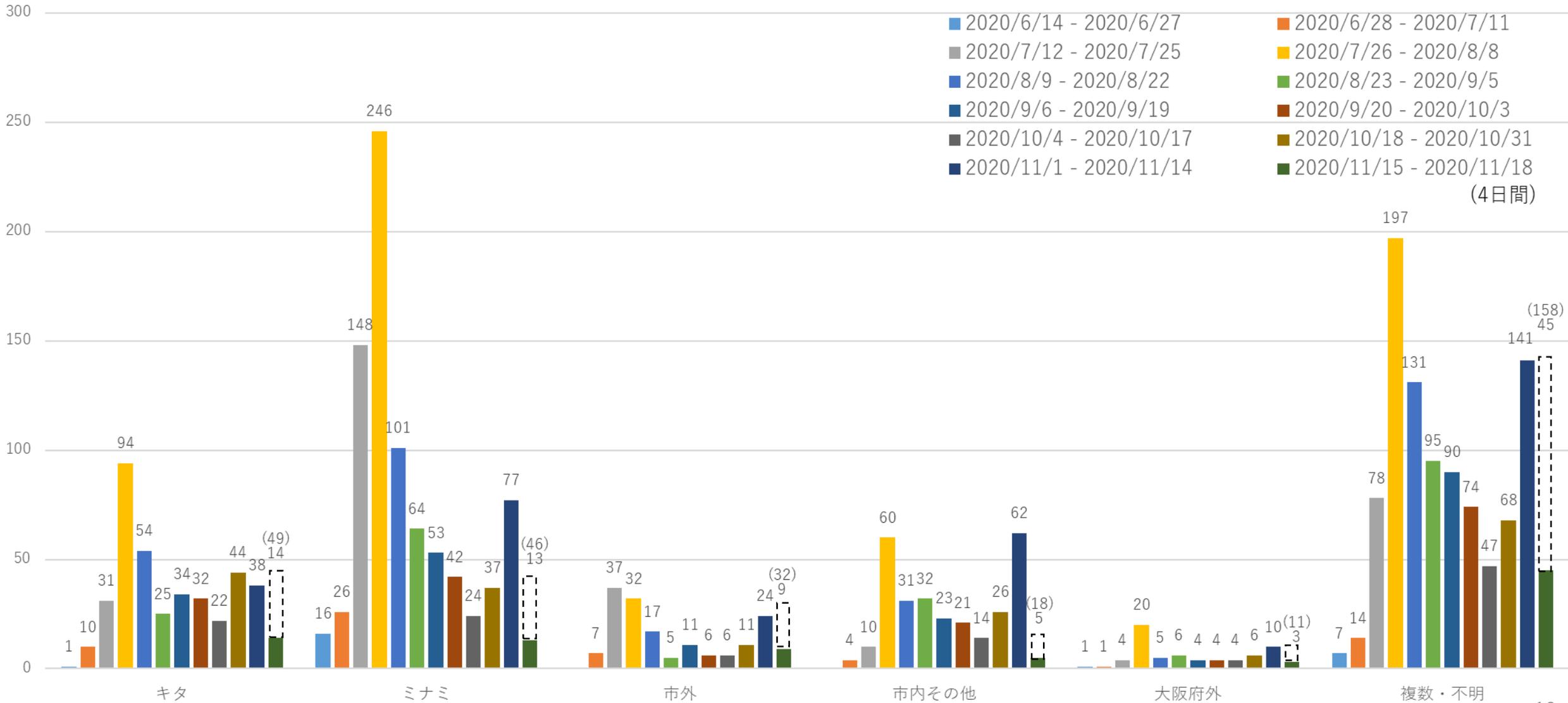
(6月14日以降11月18日までに判明した2,755事例の状況)



※カッコ書きは、14日間の推定値 12

夜の街の滞在エリア別の状況

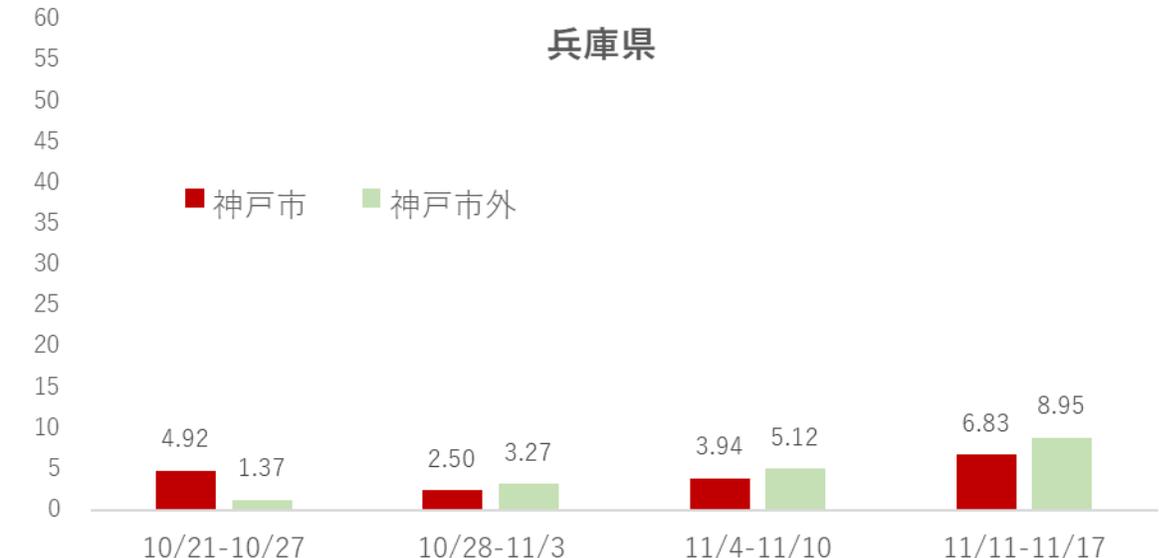
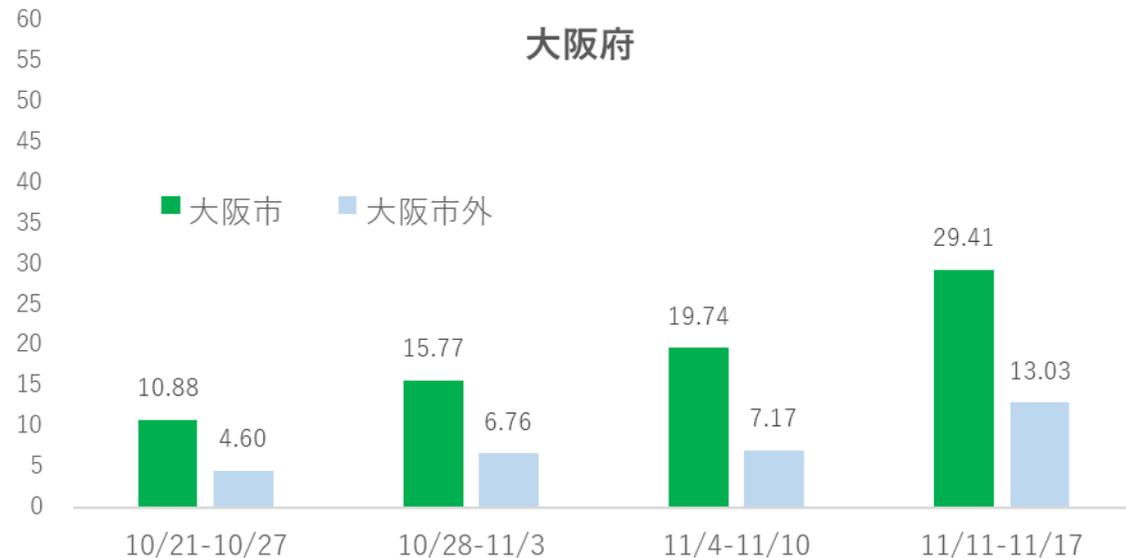
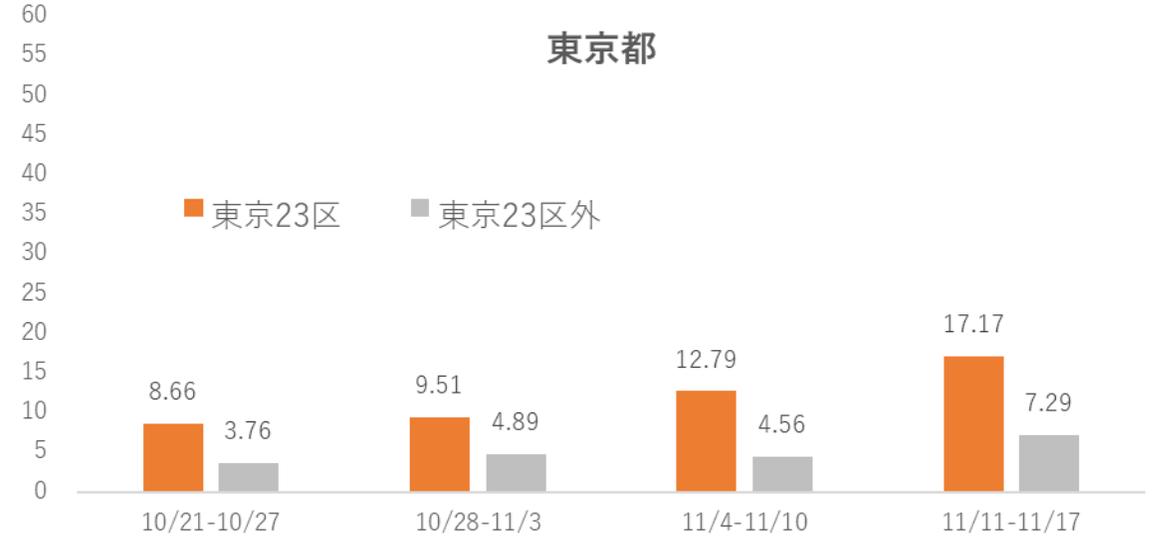
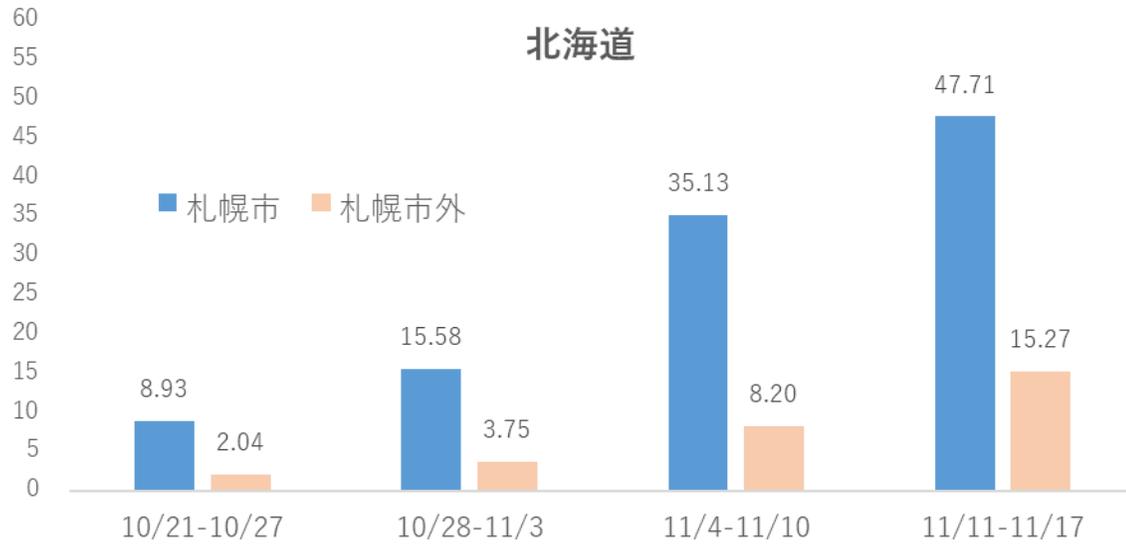
(6月14日以降11月18日までに判明した2,755事例の状況)



※カッコ書きは、14日間の推定値

大都市内外の陽性者比較（人口10万人あたり）

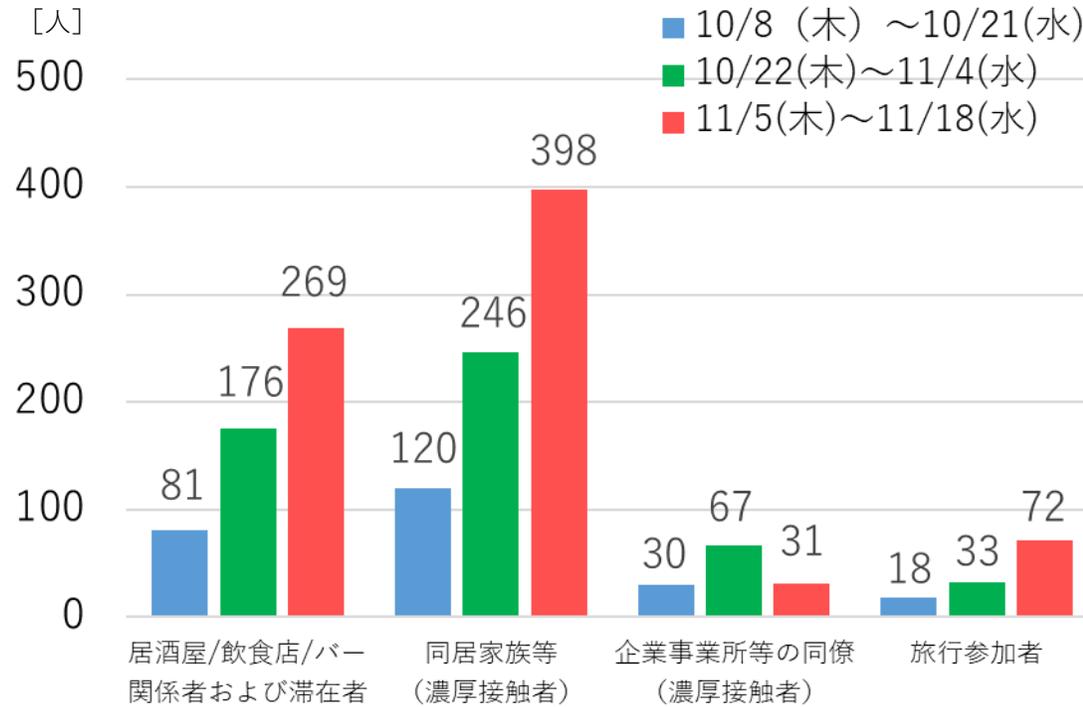
※市内外は居住地による
※居住地が非公表、不明、調査中、他都道府県等を除く



状況別の陽性者、クラスターの発生状況

※店の種別は、本人からの聞き取り情報による

● 状況別の陽性者

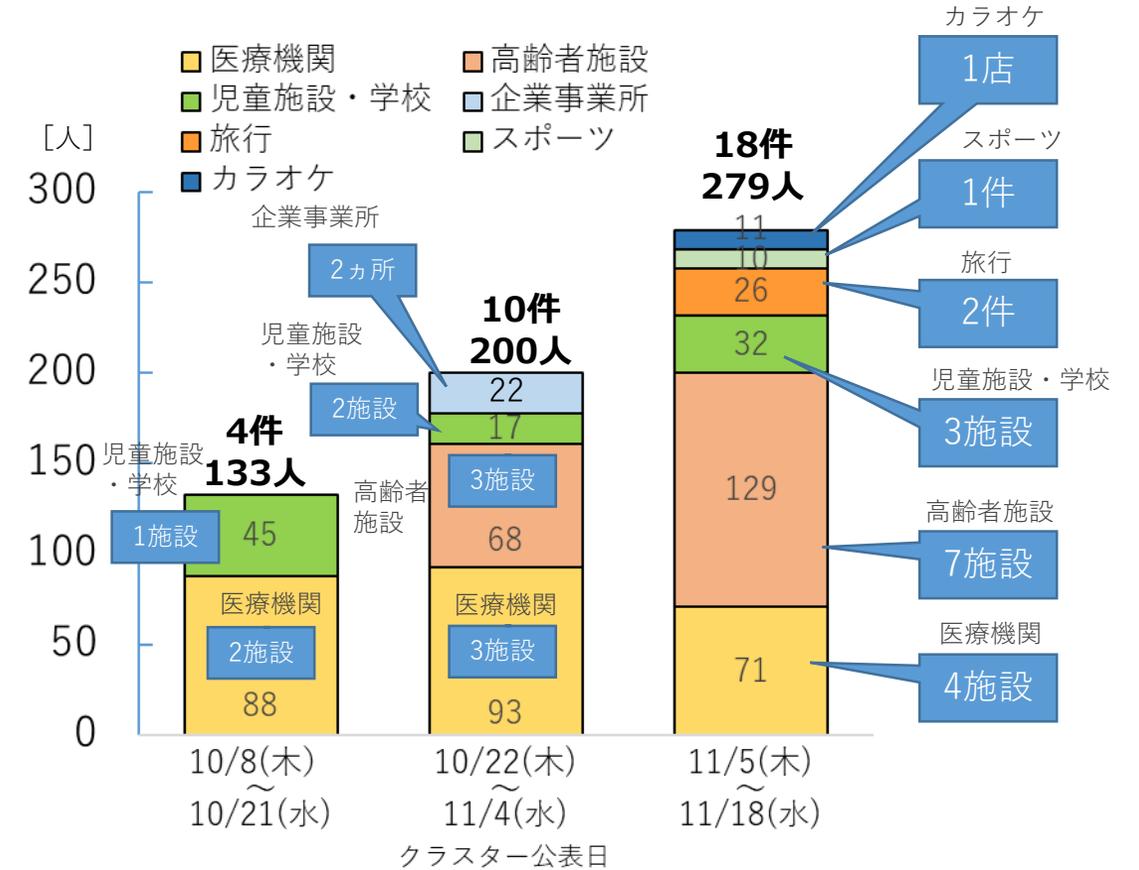


※店の種別は、本人からの聞き取り情報による

【全陽性者に占める割合】

状況	10/8-10/21	10/22-11/4	11/5-11/18
居酒屋/飲食店/バー関係者および滞在者	10.8%	16.0%	4.0%
同居家族等(濃厚接触者)	11.8%	16.5%	4.5%
企業事業所等の同僚(濃厚接触者)	9.5%	14.0%	1.1%
旅行参加者	2.4%	2.2%	2.5%

● クラスターの発生状況

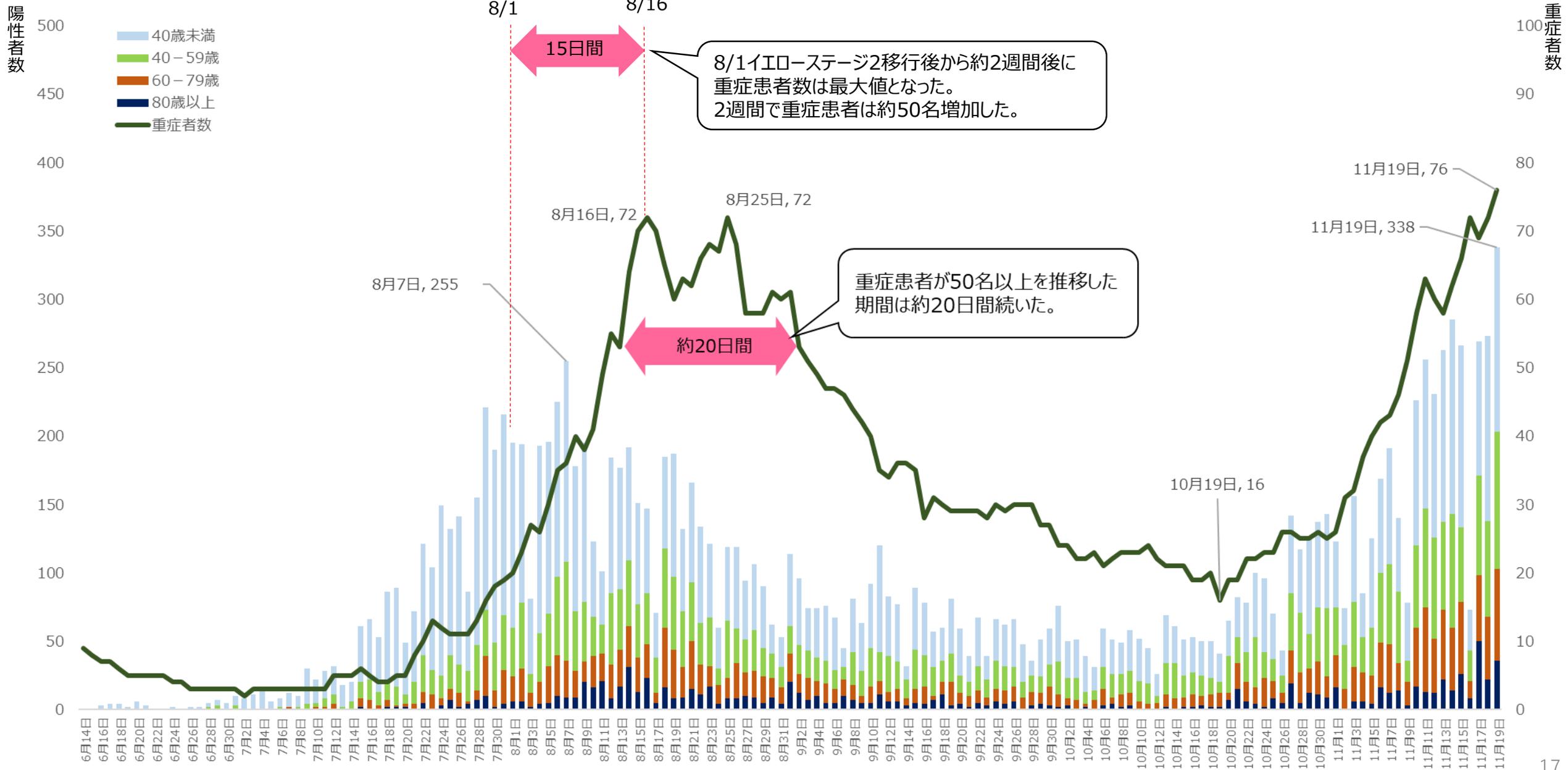


【全陽性者に占める割合】

17.7%	13.4%	9.8%
-------	-------	------

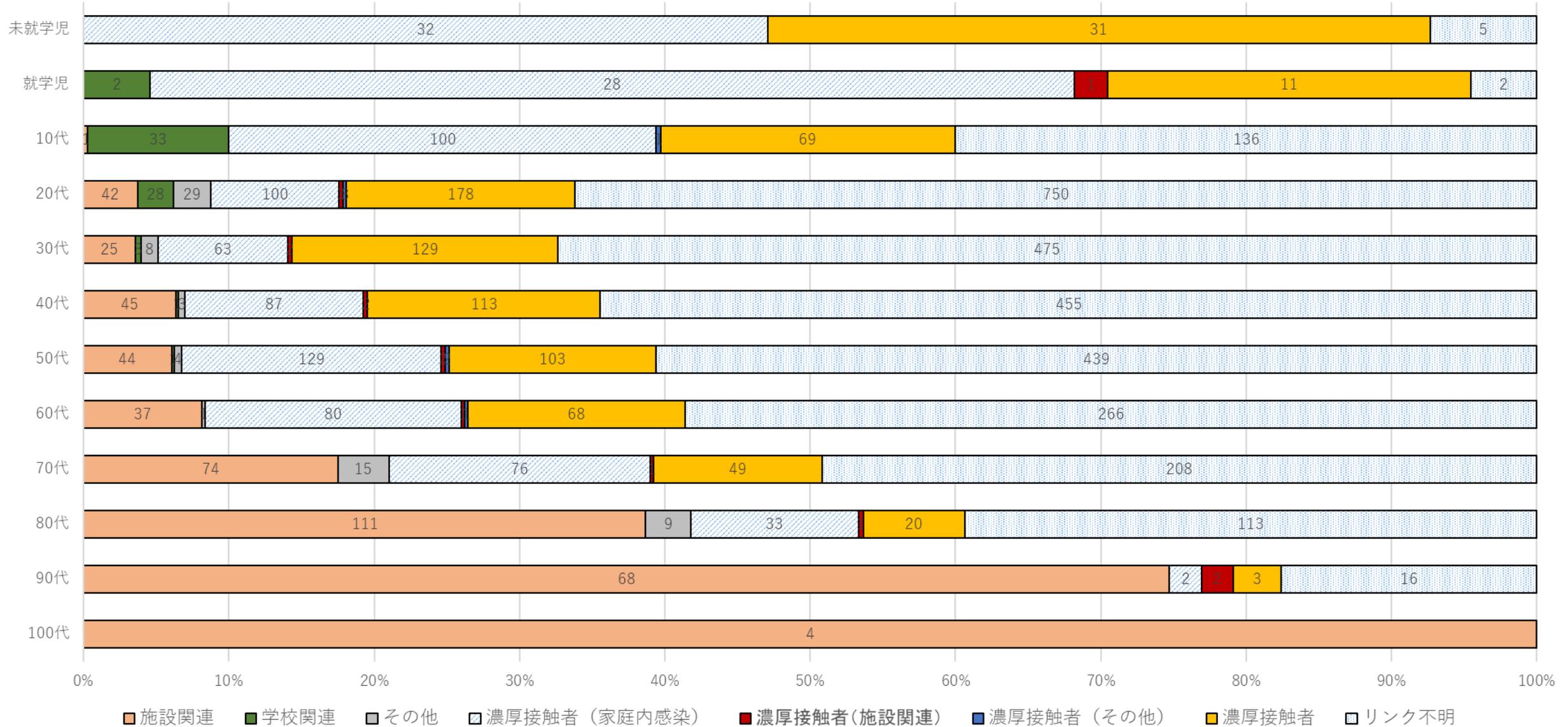
※全陽性者数：10/8-10/21 752名 10/22-11/4 1,489名 11/5-11/18 2,845名

陽性者の年齢区分と重症者数の推移



年代別感染経路

(10月10日以降11月19日までに判明した4,979事例の状況)



高齢者施設等におけるクラスターの発生状況

(6月14日以降11月19日発表分まで)

	発表日	発表名称	利用者数規模 (定員、病床)	陽性者			
				職員	利用者	合計	
医療機関	1	8月8日	大阪市の医療機関関連	100人以上	6	18	24
	2	8月9日	大阪市の医療機関関連②	100人以上	21	34	55
	3	8月17日	大阪市の医療機関関連③	100人以上	15	29	44
	4	8月16日	大東市の医療機関関連	100人以上	3	2	5
	5	8月18日	貝塚市の医療機関関連	100人以上	13	42	55
	6	9月2日	貝塚市の医療機関関連②	100人以上	13	15	28
	7	9月3日	大阪市の医療機関関連④	100人以上	6	19	25
	8	9月6日	東大阪市の医療機関関連	100人以上	10	24	34
	9	9月12日	大阪市の医療機関関連⑤	100人程度	7	9	16
	10	10月7日	東大阪市の医療機関関連②	100人以上	6	3	9
	11	10月14日	堺市の医療機関関連	100人以上	23	58	81
	12	10月16日	堺市の医療機関関連②	100人以上	6	1	7
	13	10月27日	豊中市の医療機関関連	100人以上	9	42	51
	14	10月31日	大阪市の医療機関関連⑥	100人以上	13	8	21
	15	11月1日	泉佐野市の医療機関関連	50人程度	7	14	21
	16	11月14日	松原市の医療機関関連	100人以上	2	6	8
	17	11月15日	高槻市の医療機関関連	100人以上	7	26	33
	18	11月15日	和泉市の医療機関関連	100人以上	11	4	15
	19	11月15日	大阪市の医療機関関連⑦	100人以上	2	22	24
	20	11月19日	大阪市の医療機関関連⑧	100人以上	2	8	10

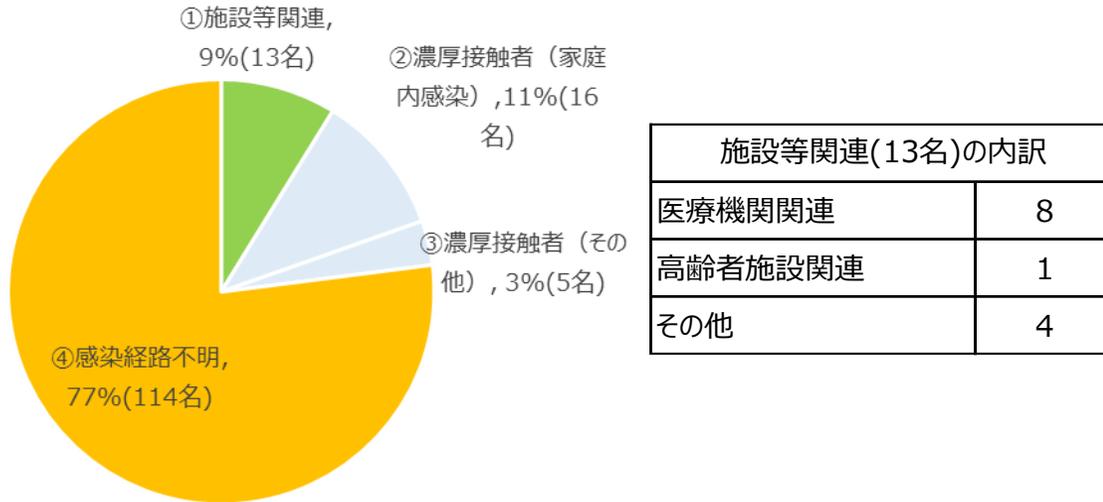
陽性者合計1,176人 (職員370人、利用者806人)

	発表日	発表名称	利用者数規模 (定員、病床)	陽性者			
				職員	利用者	合計	
施設	1	7月25日	八尾市の高齢者施設関連	50人未満	5	6	11
	2	7月27日	寝屋川市の高齢者施設関連	50人程度	2	3	5
	3	7月30日	寝屋川市の障がい者施設関連	50人未満	1	8	9
	4	7月30日	松原市の高齢者施設関連	100人程度	2	7	9
	5	8月5日	大阪市の障がい者施設関連	100人程度	15	29	44
	6	8月7日	八尾市の高齢者施設関連②	100人程度	10	7	17
	7	8月9日	池田市の高齢者施設関連	100人未満	8	19	27
	8	8月11日	大阪市の高齢者施設関連	100人未満	8	27	35
	9	8月11日	豊中市の高齢者施設関連	100人未満	4	5	9
	10	8月11日	松原市の高齢者施設関連②	50人未満	1	8	9
	11	8月13日	大阪市の高齢者施設関連②	100人未満	1	8	9
	12	8月13日	大阪市の高齢者施設関連③	50人未満	2	5	7
	13	8月14日	泉大津市の高齢者施設関連	100人以上	5	31	36
	14	8月17日	大阪市の高齢者施設関連④	100人程度	5	7	12
	15	8月20日	大阪市の高齢者施設関連⑤	50人未満	12	20	32
	16	8月22日	大東市の高齢者施設関連	100人程度	3	25	28
	17	8月24日	大阪市の障がい者施設関連②	50人未満	5	4	9
	18	8月26日	忠岡町の高齢者施設関連	50人未満	6	13	19
	19	8月30日	東大阪市の高齢者施設関連	50人未満	5	4	9
	20	9月1日	豊中市の高齢者施設関連②	50人未満	7	12	19
	21	9月2日	東大阪市の高齢者施設関連②	100人程度	4	6	10
	22	9月8日	東大阪市の高齢者施設関連③	50人程度	2	14	16
	23	9月11日	茨木市の高齢者施設関連	50人未満	2	6	8
	24	10月26日	大阪市の高齢者施設関連⑥	100人程度	14	22	36
	25	10月29日	松原市の高齢者施設関連③	50人程度	7	8	15
	26	11月1日	大阪市の高齢者施設関連⑦	100人以上	4	13	17
	27	11月6日	大阪市の高齢者施設関連⑧	50人未満	5	8	13
	28	11月7日	吹田市の高齢者施設関連	100人以上	3	9	12
	29	11月9日	大阪市の高齢者施設関連⑨	100人未満	5	10	15
	30	11月12日	大阪市の高齢者施設関連⑩	100人未満	6	19	25
	31	11月13日	大阪市の高齢者施設関連⑪	100人程度	11	38	49
	32	11月14日	茨木市の高齢者施設関連②	50人程度	3	5	8
	33	11月16日	大阪市の高齢者施設関連⑫	100人未満	1	6	7
	34	11月19日	八尾市の高齢者施設関連③	50人未満	2	5	7
	35	11月19日	岸和田市の高齢者施設関連	100人程度	5	4	9
その他	1	9月10日	吹田市の介護保険事業所関連	50人程度	7	1	8
			合計	370	806	1176	

【10/10以降】重症・死亡例について推定される感染経路（11/19判明時点）

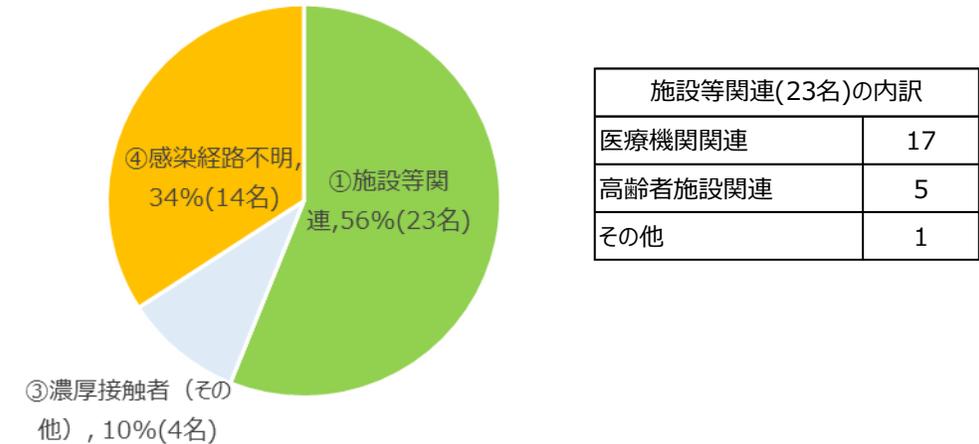
10月10日以降の重症例148名について、推定される感染経路の約8割は感染経路不明者。
死亡例41名について、推定される感染経路の約6割が施設等関連で、約3割が感染経路不明者。

重症例（N=148）について推定される感染経路



死亡例（N=41）について推定される感染経路

※重症例148例のうち、6例は死亡のため重複あり



年代	重症例 総数	感染経路内訳				感染者 総数	重症化率
		①	②	③	④		
30代	4		1		3	749	0.53%
40代	9		1		8	761	1.18%
50代	18			1	17	769	2.34%
60代	28	2	2		24	492	5.69%
70代	56	6	8	3	39	452	12.39%
80代	32	4	4	1	23	314	10.19%
90代	1	1				100	1.00%

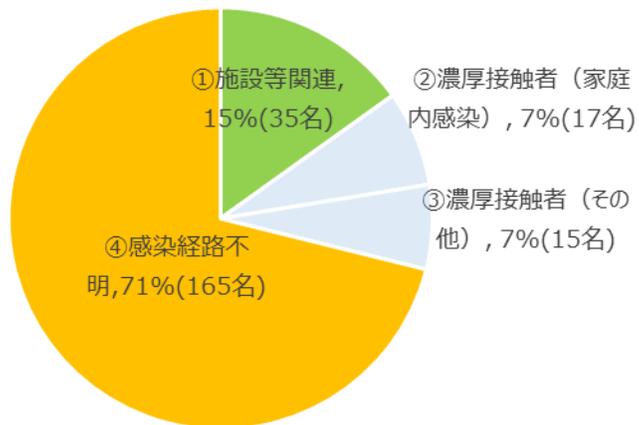
年代	死亡例 総数	感染経路内訳				感染者 総数	死亡率
		①	②	③	④		
60代	1				1	492	0.20%
70代	13	9			4	452	2.88%
80代	11	6			5	314	3.50%
90代	16	8		4	4	100	16.00%

(参考) 【第二波(6/14~10/9)】重症・死亡例について推定される感染経路

重症例232名について、推定される感染経路の約7割は感染経路不明者。

死亡例140名について、推定される感染経路の約6割が施設等関連で、約4割が感染経路不明者。

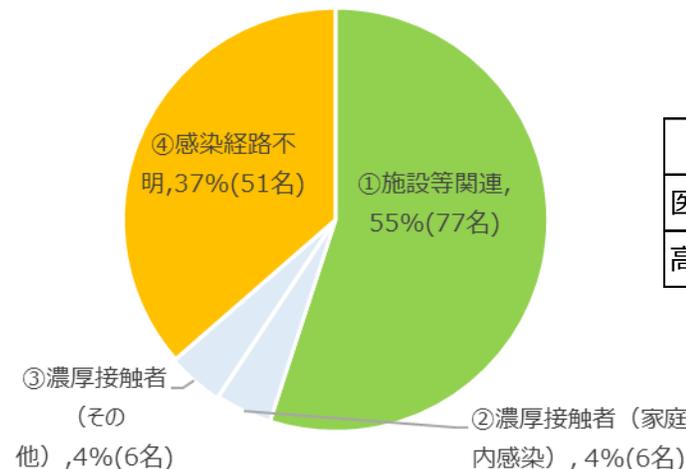
重症例 (N=232) について推定される感染経路



施設等関連(35名)の内訳	
医療機関関連	21
高齢者施設関連	11
障がい者施設関連	2
その他	1

死亡例 (N=140) について推定される感染経路

※重症例232例のうち、38例は死亡のため重複あり



施設等関連(77名)の内訳	
医療機関関連	38
高齢者施設関連	39

年代	重症例総数	感染経路内訳				感染者総数	重症化率
		①	②	③	④		
20代	1				1	2996	0.03%
30代	2	1			1	1424	0.14%
40代	14	1	1	1	11	1160	1.21%
50代	38	4		4	30	1047	3.63%
60代	49	4	4	5	36	628	7.80%
70代	79	13	5	3	58	580	13.62%
80代	46	10	7	1	28	449	10.24%
90代	3	2		1		145	2.07%

年代	死亡例総数	感染経路内訳				感染者総数	死亡率
		①	②	③	④		
50代	4	1			3	1047	0.38%
60代	13	6			7	628	2.07%
70代	29	13		1	15	580	5.00%
80代	70	38	6	5	21	449	15.59%
90代	24	19			5	145	16.55%

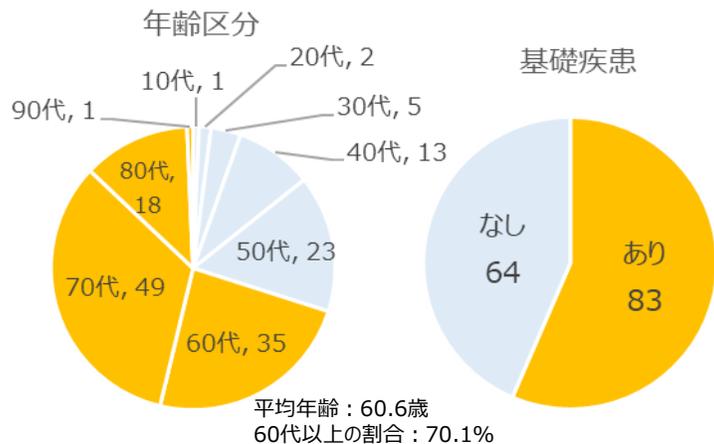
重症者のまとめ（11月19日時点）

※令和2年1月29日から6月13日を「第一波」、6月14日から10月9日を「第二波」、10月10日以降を「第三波」と総称して分析

第一波（6/13まで）

新規陽性者数	1786
（再掲）40代以上	1054
重症者数	147
死亡	47
転退院・解除	100
帰入院中（軽症）	0
帰入院中（重症）	0

40代以上の陽性者に占める重症者の割合：13.9%
全陽性者数に占める重症者の割合：8.2%

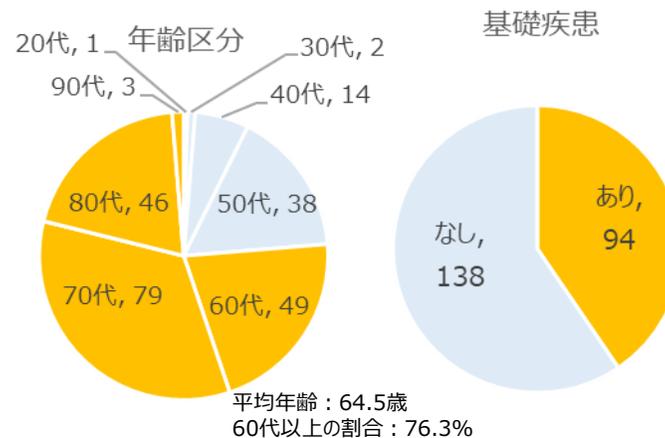


第二波（6/14～10/9）

新規陽性者数	9271
（再掲）40代以上	4012
重症者数（※）	232
死亡	38
転退院・解除	191
帰入院中（軽症）	1
帰入院中（重症）	2

※軽症化後の情報把握のため報道提供していない事例が7例あり

40代以上の陽性者に占める重症者の割合：5.8%
全陽性者数に占める重症者の割合：2.5%

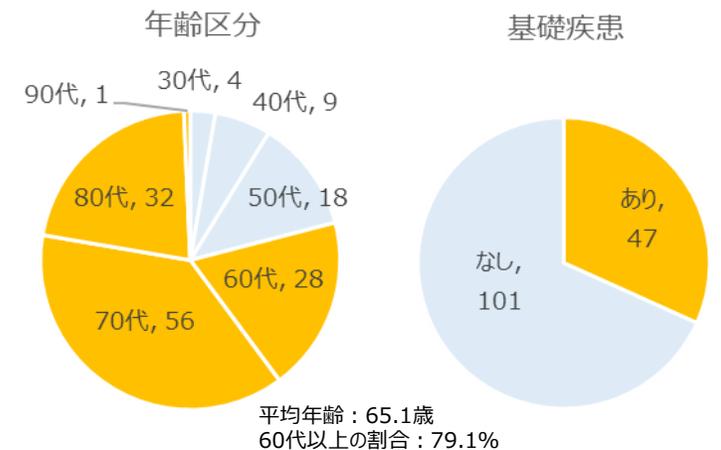


第三波（10/10以降）

新規陽性者数	5317
（再掲）40代以上	2892
重症者数（※）	148
死亡	6
転退院・解除	20
帰入院中（軽症）	48
帰入院中（重症）	74

※軽症化後の情報把握のため報道提供していない事例が1例あり

40代以上の陽性者に占める重症者の割合：5.1%
全陽性者数に占める重症者の割合：2.8%

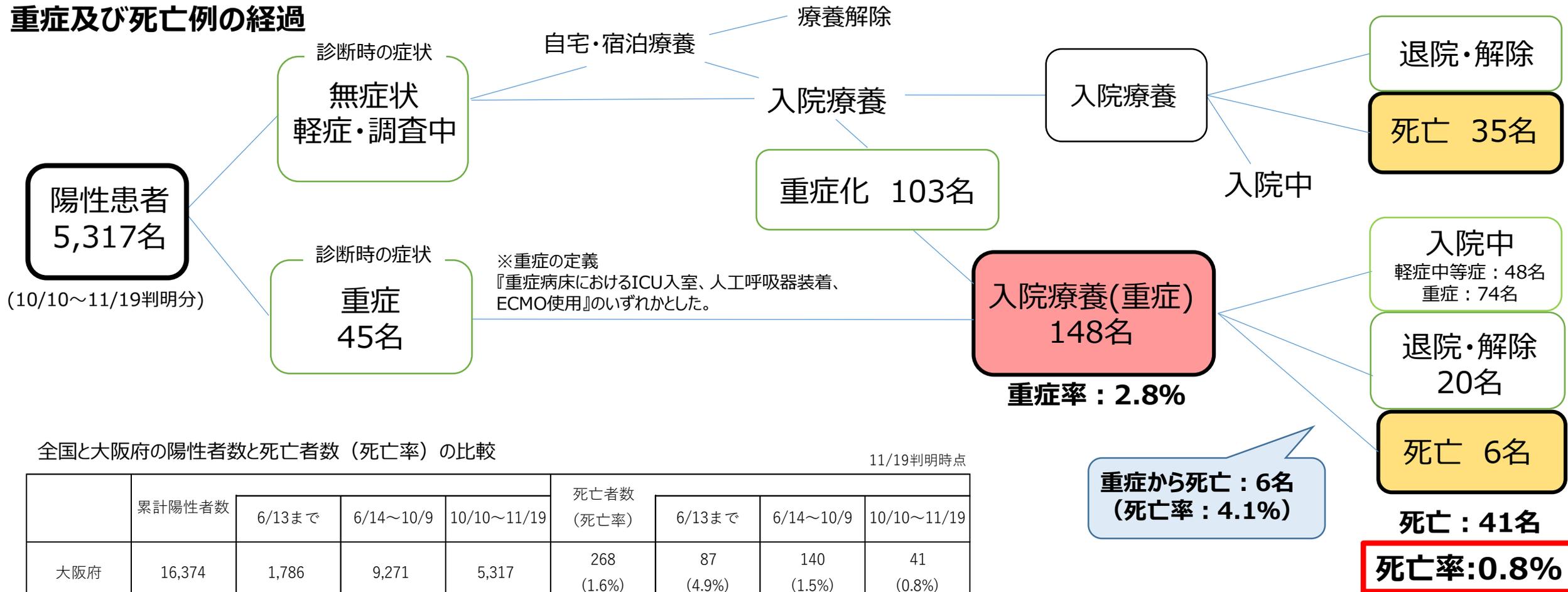


重症の定義：「重症病床におけるICU入室、挿管、人工呼吸器装着、ECMO使用」のいずれかとした。

基礎疾患：相談・受診の目安で示されている重症化リスクの高い患者（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）、透析患者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている患者）

【10/10以降】重症及び死亡事例のまとめ（11月19日時点）

重症及び死亡例の経過



全国と大阪府の陽性者数と死亡者数（死亡率）の比較

11/19判明時点

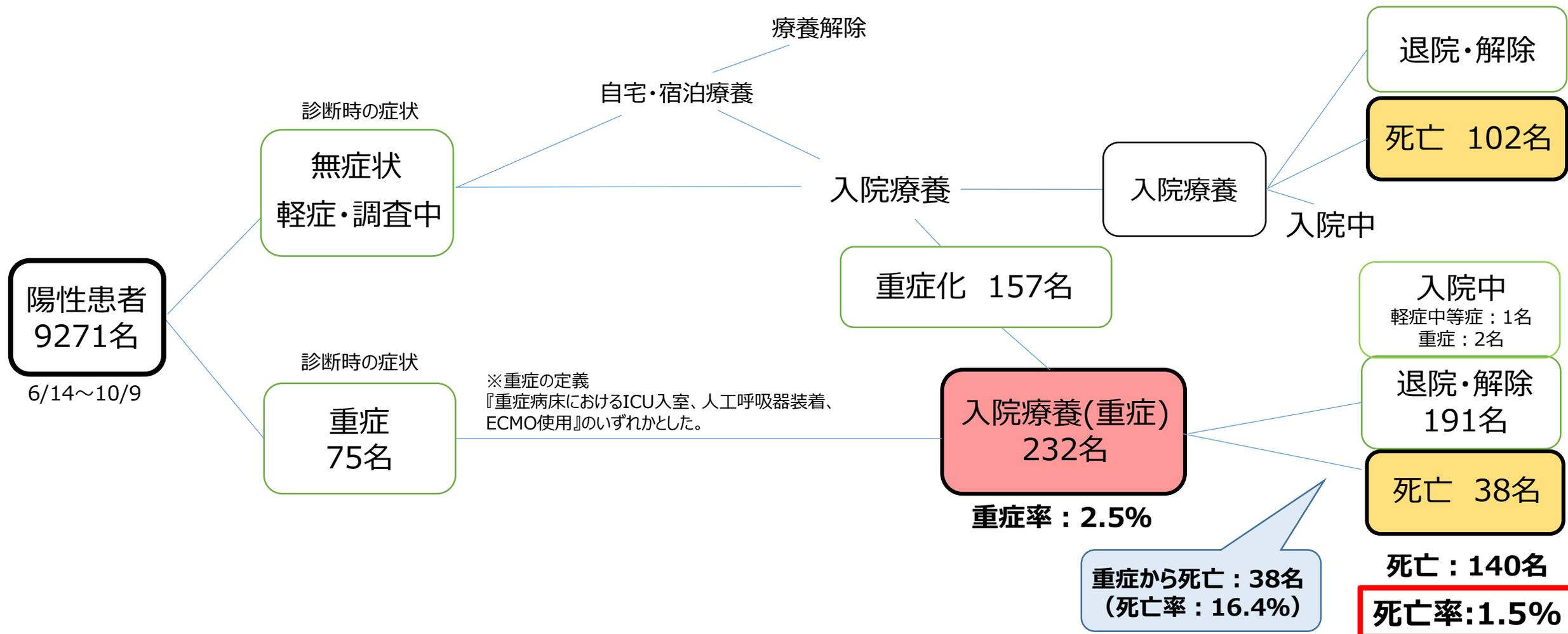
	累計陽性者数	死亡者数 (死亡率)			11/19判明時点			
		6/13まで	6/14~10/9	10/10~11/19	6/13まで	6/14~10/9	10/10~11/19	
大阪府	16,374	1,786	9,271	5,317	268 (1.6%)	87 (4.9%)	140 (1.5%)	41 (0.8%)
全国	121,580	17,179	70,012	34,389	1,921 (1.6%)	925 (5.4%)	698 (1.0%)	298 (0.9%)

※チャーター機帰国者、クルーズ船乗客、空港検疫は含まれていない

※全国は厚生労働省公表資料（11月18日までの各自治体公表資料集計分）より集計

(参考) 【第二波(6/14~10/9)】重症及び死亡事例のまとめ (11月19日時点)

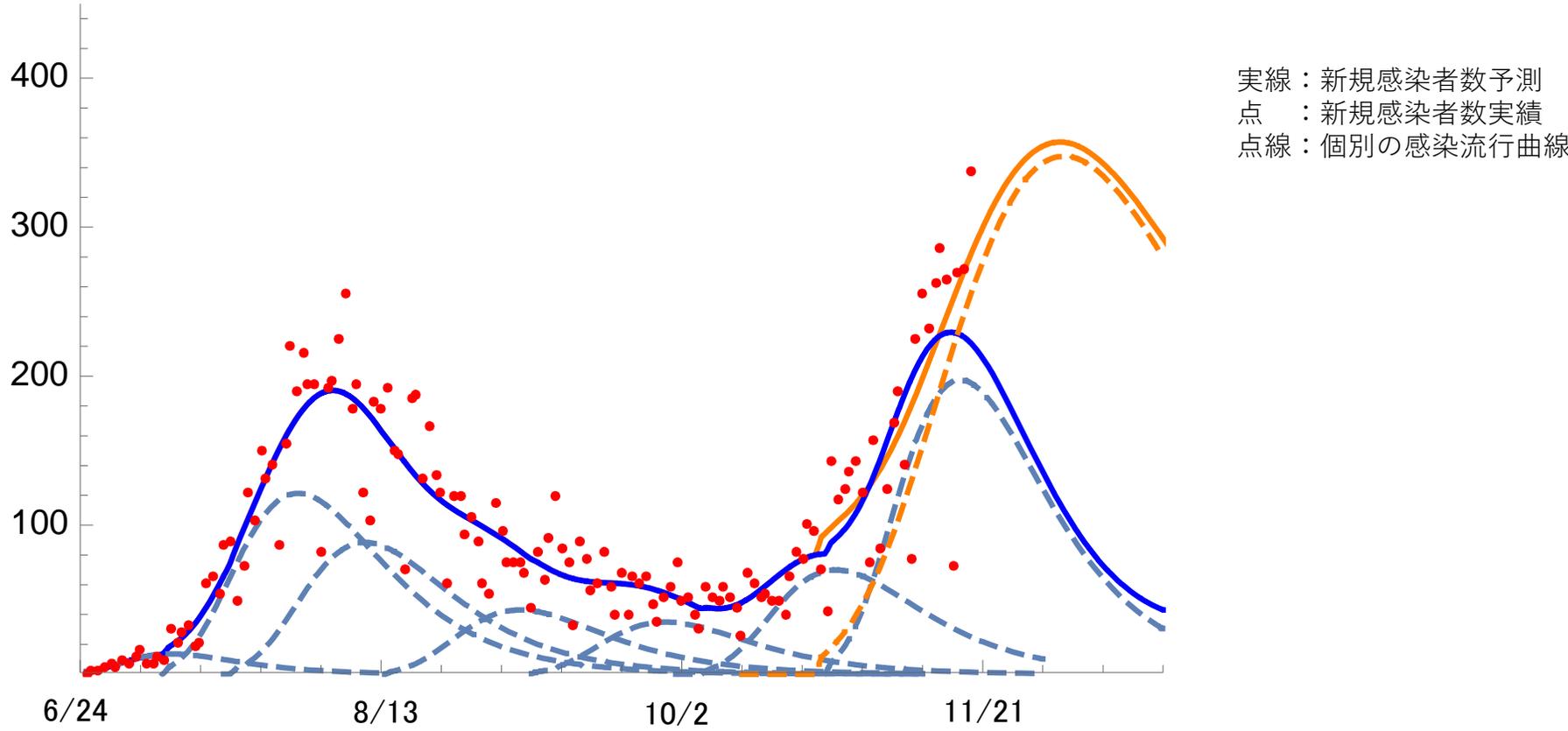
重症及び死亡例の経過



【参考】大阪府新型コロナウイルス対策本部専門家会議中野オブザーバー（大阪大学核物理研究センター教授）による新規感染者数の推移

大阪の新規感染者数の推移 （11月19日時点）

新規感染者



新規陽性者数の推移と患者発生シミュレーション

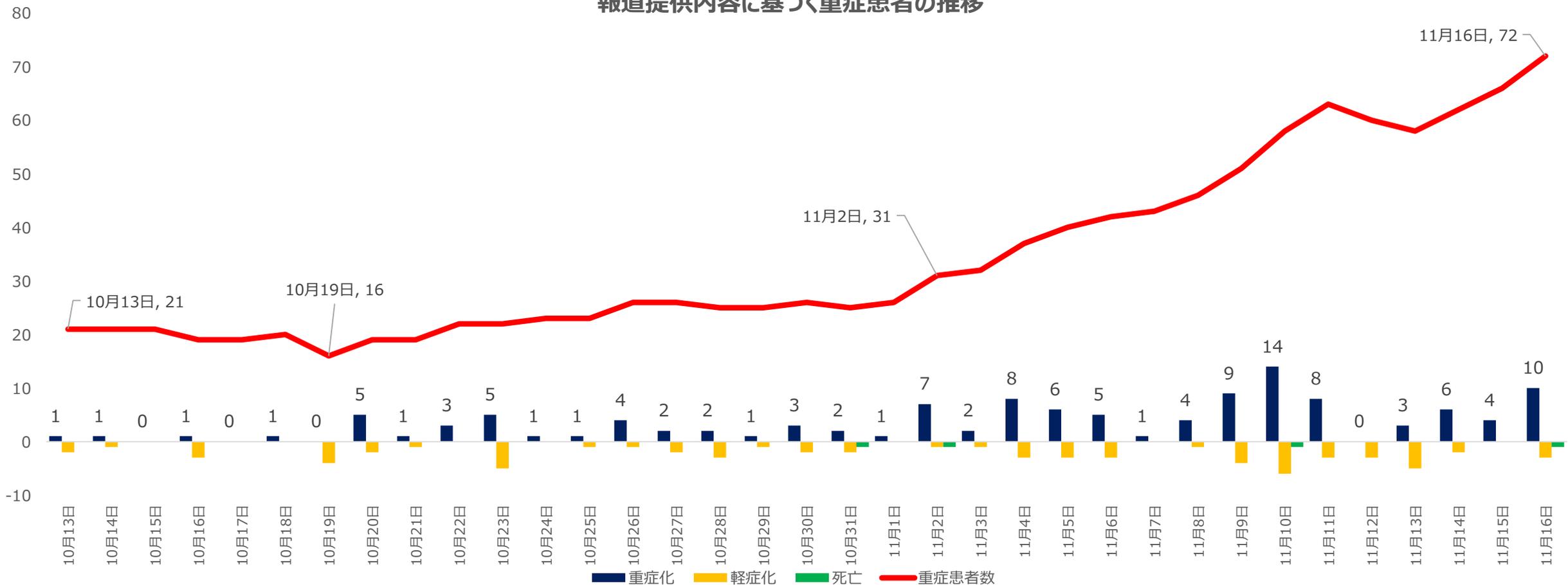
重症患者数の推移

新規陽性者数の増加に伴い、10月19日以降、重症患者数が増加。

10月19日から11月2日までの2週間で15名増加したことに比べ、11月2日から11月16日の2週間で41名増加（約2.7倍）。

⇒今後、新規陽性者数の増加に伴い、医療提供体制のひっ迫が想定される。

報道提供内容に基づく重症患者の推移

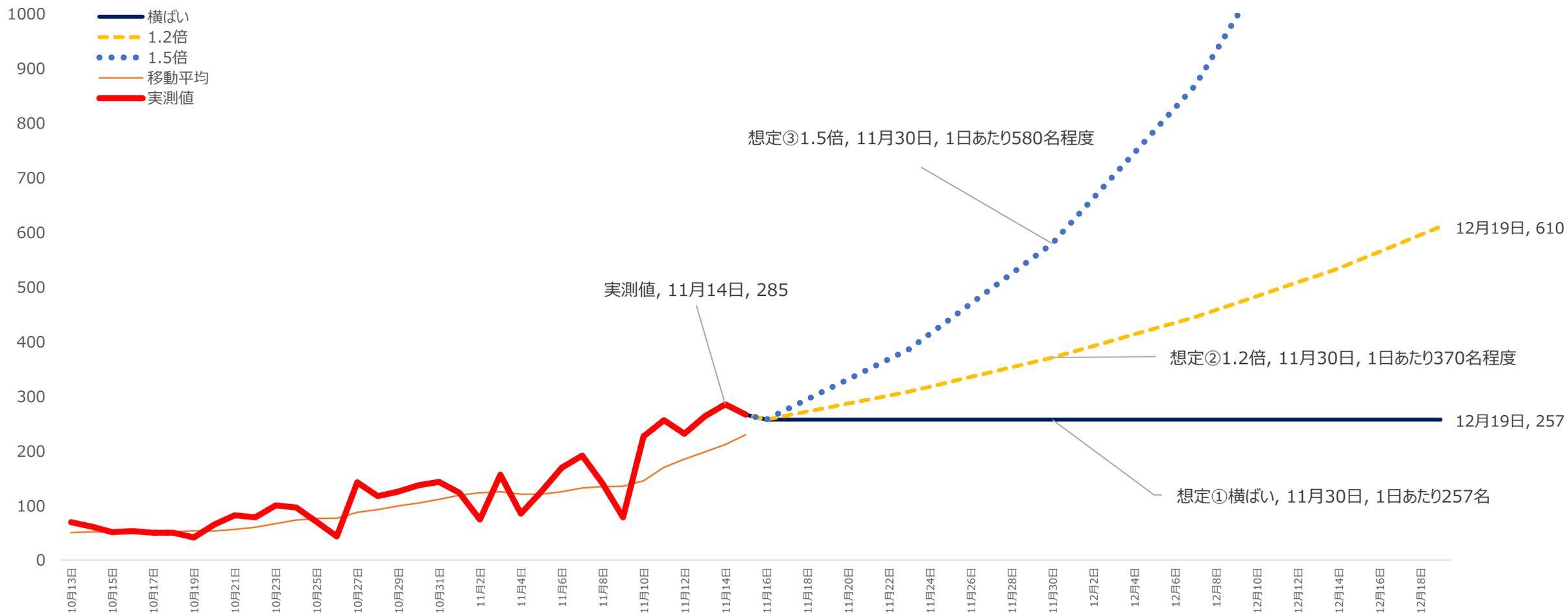


新規陽性者数の推移と患者発生シミュレーション

■ 今後の患者発生予測として、以下の想定でシミュレーションを実施。

- ・想定①：11月16日以降、新規陽性者数が257名/日（週合計1800名）で横ばい傾向となる場合
- ・想定②：11月16日以降、新規陽性者数が前週比1.2倍ずつ増加していく場合
- ・想定③：11月16日以降、新規陽性者数が前週比1.5倍ずつ増加していく場合

患者発生シミュレーション



重症患者数のシミュレーション

11月16日以降、以下の想定で新規陽性者数が推移した場合の重症患者数のシミュレーションを実施。

- 想定①
11/16以降、新規陽性者数が257名/日で横ばい傾向となる場合
- 想定②
11/16以降、新規陽性者数が前週比1.2倍ずつ増加していく場合
- 想定③
11/16以降、新規陽性者数が前週比1.5倍ずつ増加していく場合

【重症率の設定の考え方】

■ 新規陽性者数のうち、40代以上が55%(*1)と設定。40代以上の新規陽性者数における重症率を5.5%(*2)と設定（全体陽性者中の重症率が3%(*3)）。

※1 感染経路不明者の7日間移動平均の前週増加比が1以上となった10/13から11/12までに判明した陽性者数(3427名)のうち、40代以上の患者数(1874名)から算出。

※2 10/13から11/12までに判明した40代以上の陽性者数(1874名)のうち、重症化した患者数(103名)から算出。

※3 10/13から11/12までに判明した陽性者数(3427名)のうち、重症化した患者数(103名)から算出。

■ 重症者のうち、31%は診断時に重症、69%は診断時は無症状・軽症だが、約3日後に重症化する（第二波実測値）。

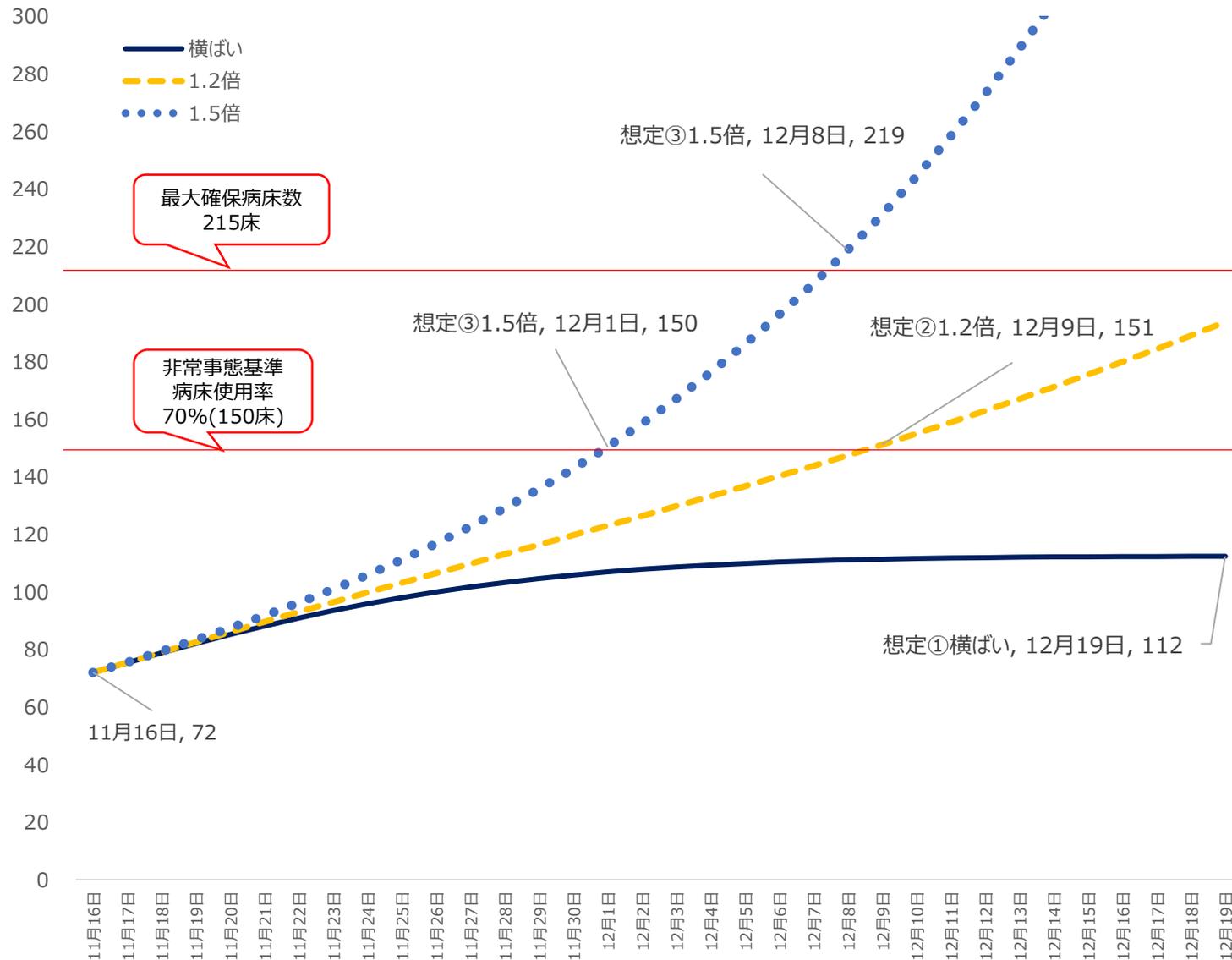
【療養方法と期間の設定の考え方】

■ 重症患者以外の陽性者のうち、22.8%は入院療養、34.7%は宿泊療養、42.5%は自宅療養となる（第二波実測値）。

■ 重症患者の入院期間は約21日間で、軽症化した後退院する（第二波実測値）。

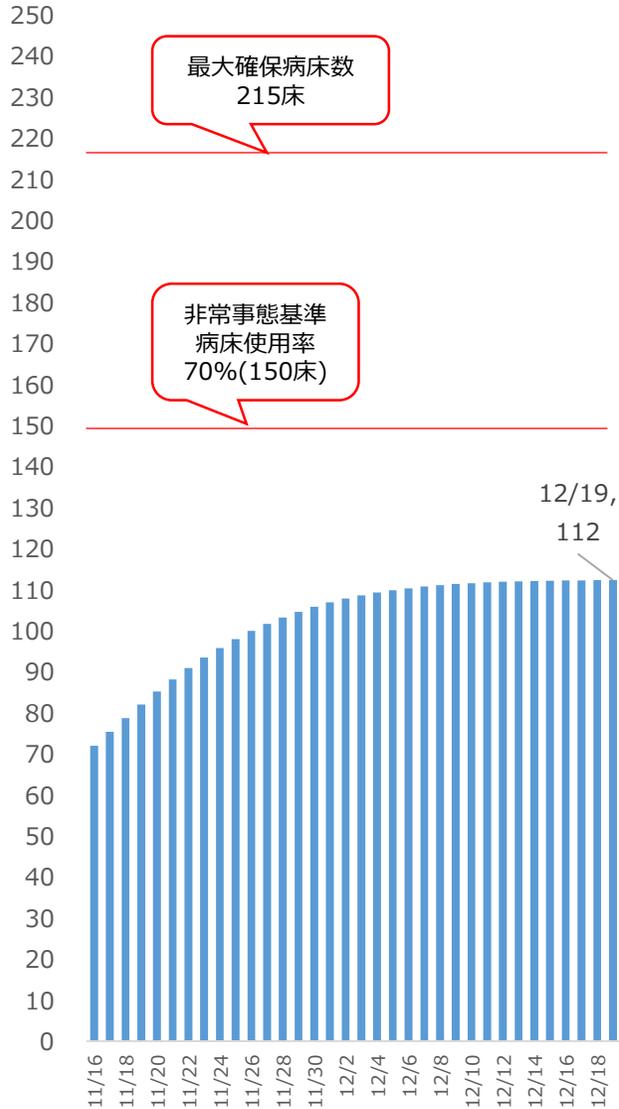
■ 重症以外の入院療養者は約11日後に退院する（第二波実測値）。宿泊及び自宅療養者は約7日後に解除とする（第二波の宿泊療養者の療養期間から設定）。

重症患者数シミュレーション

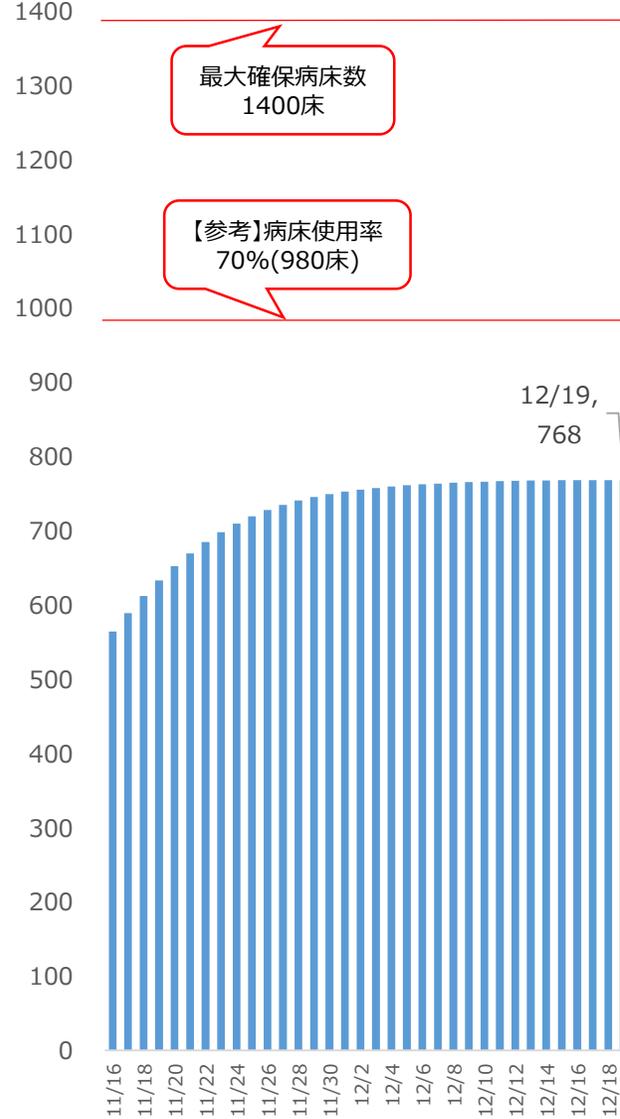


入院者数及び療養者数のシミュレーション 想定①新規陽性者数が257名/日で横ばい傾向となる場合

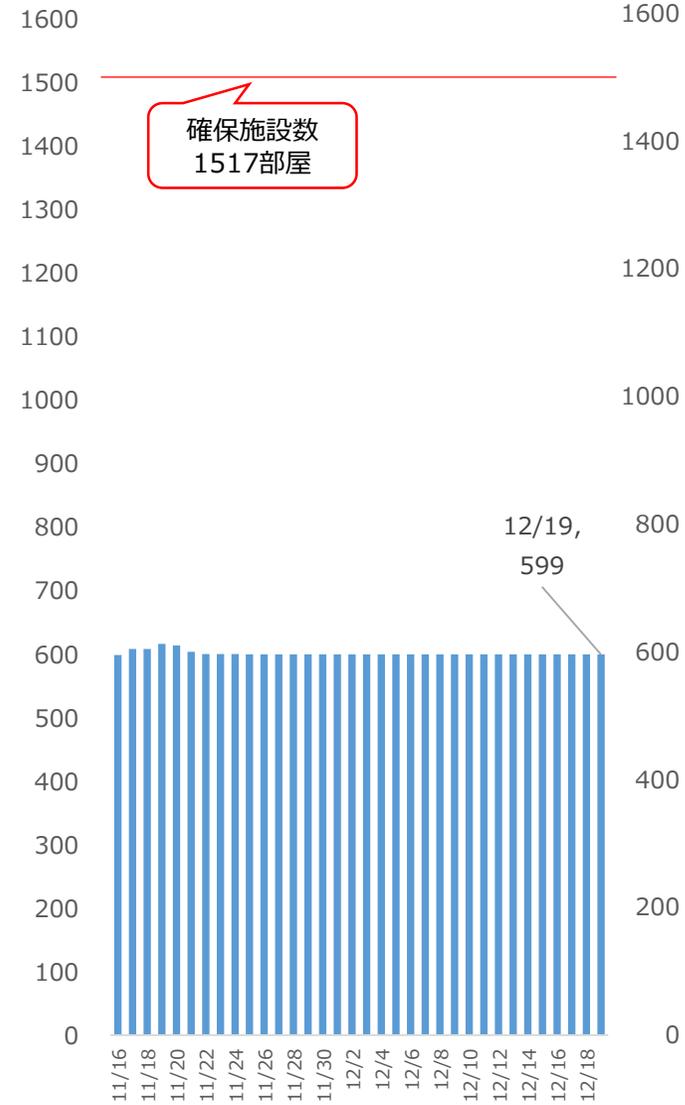
入院患者数(重症)



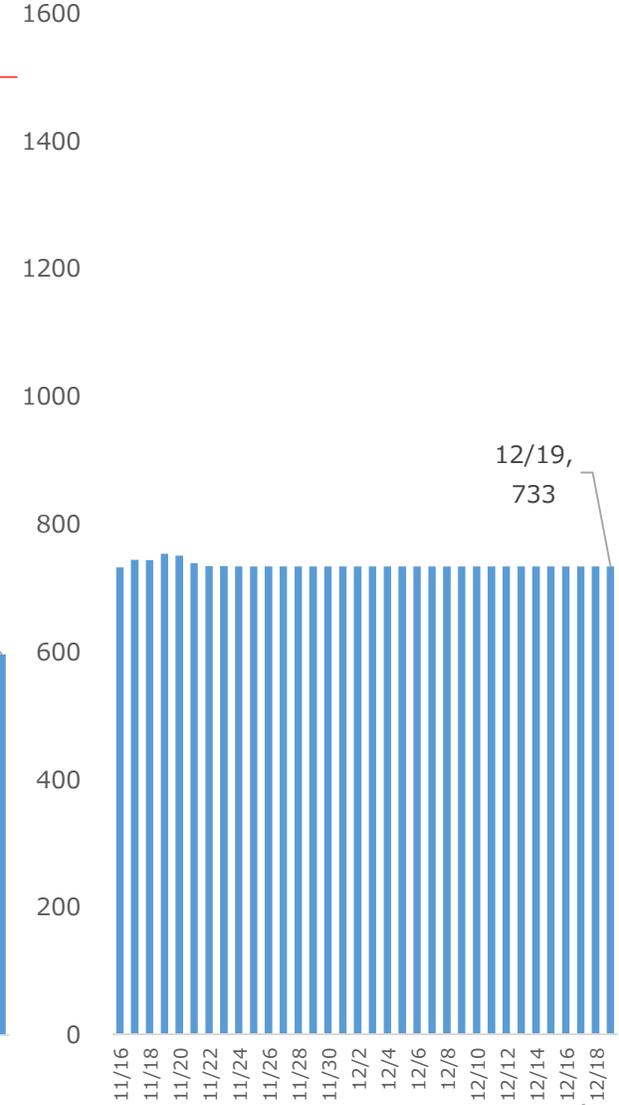
入院患者数(軽症)



宿泊療養者数

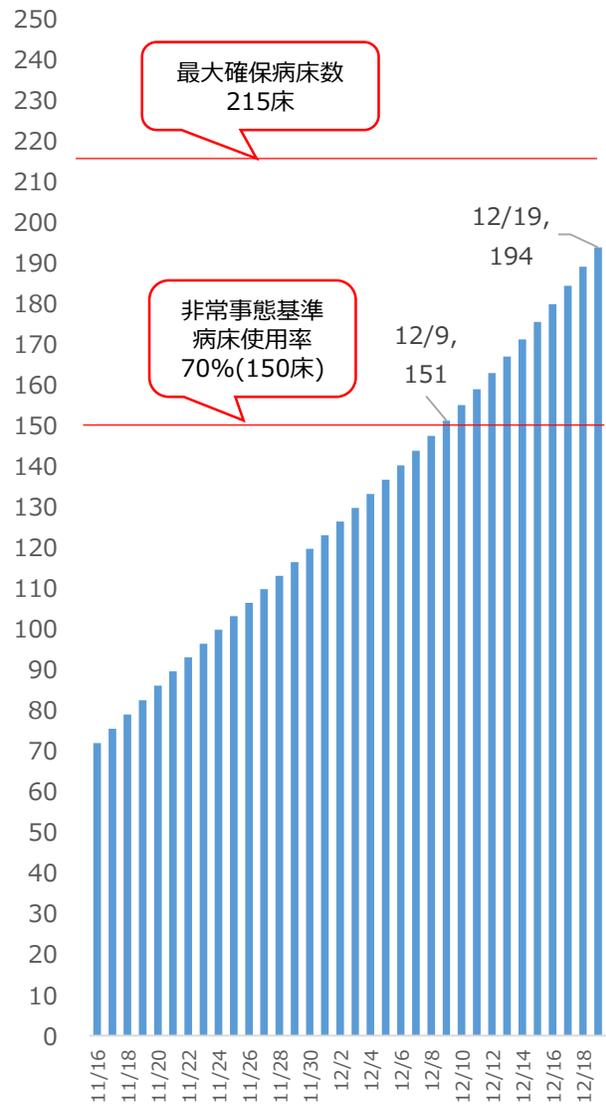


自宅療養者数

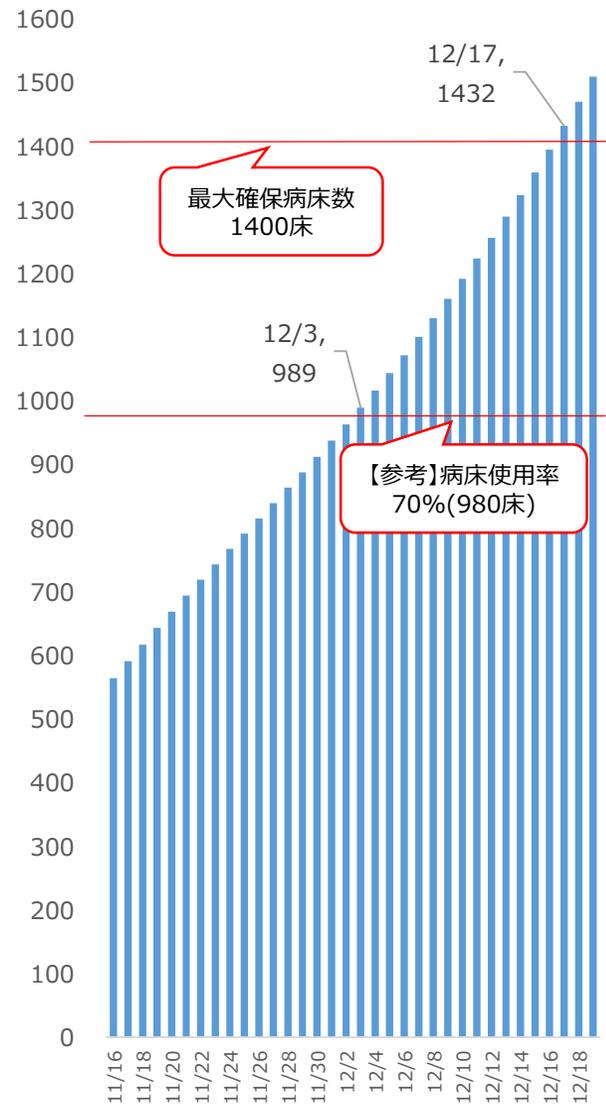


入院者数及び療養者数のシミュレーション 想定②新規陽性者数が前週比1.2倍ずつ増加していく場合

入院患者数（重症）



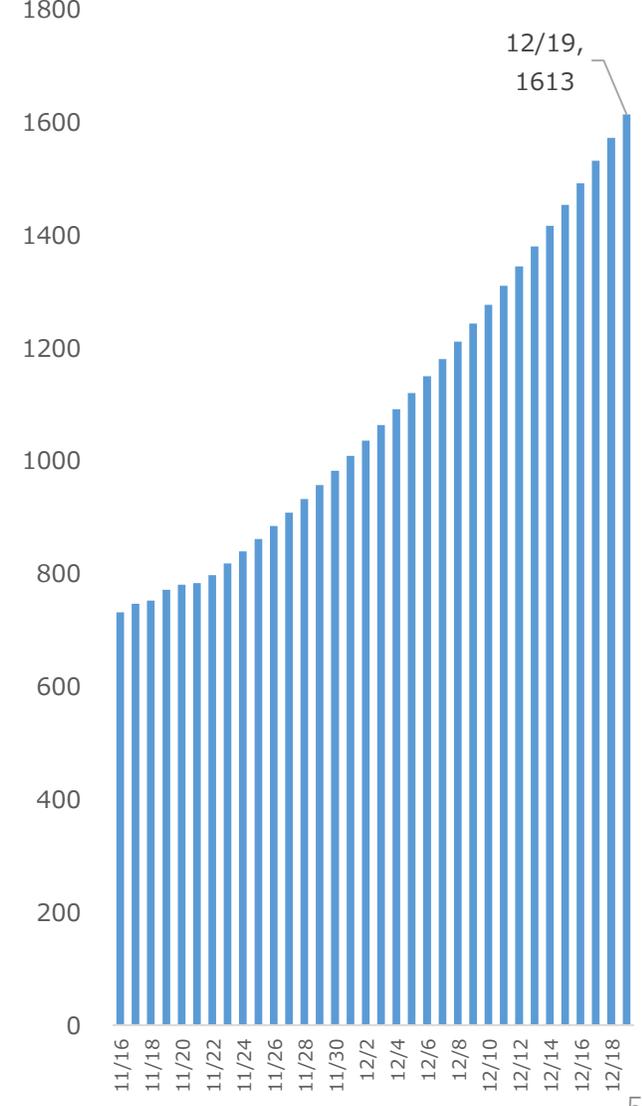
入院患者数（軽症）



宿泊療養者数

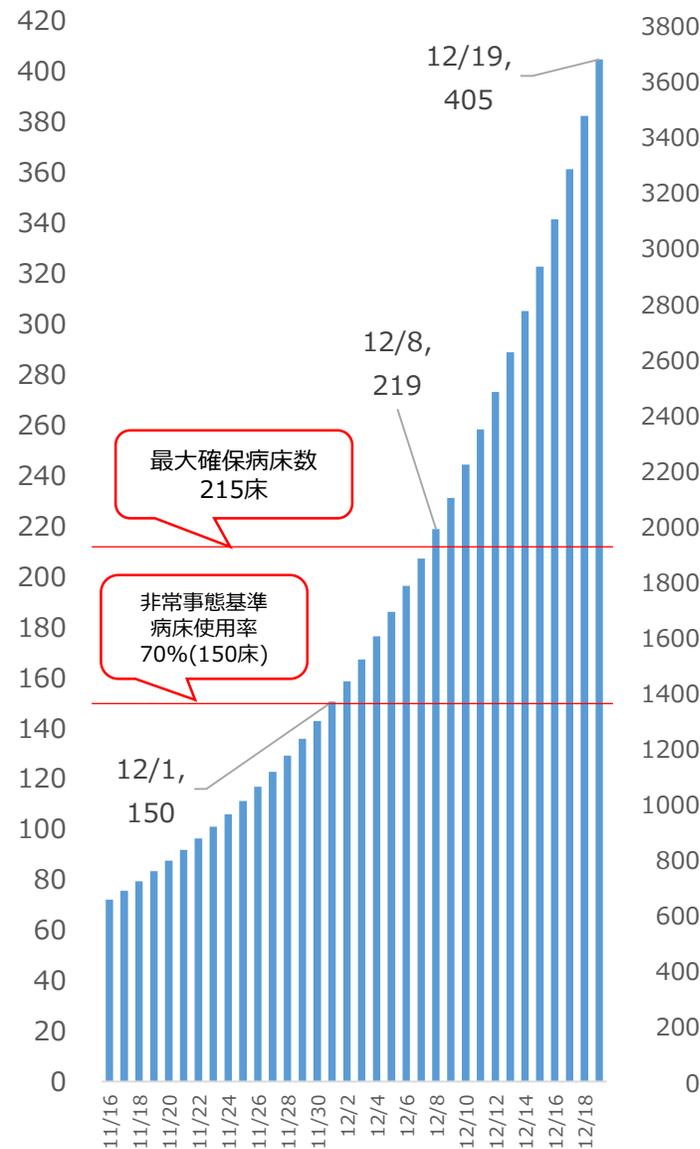


自宅療養者数



入院者数及び療養者数のシミュレーション 想定③新規陽性者数が前週比1.5倍ずつ増加していく場合

入院患者数（重症）



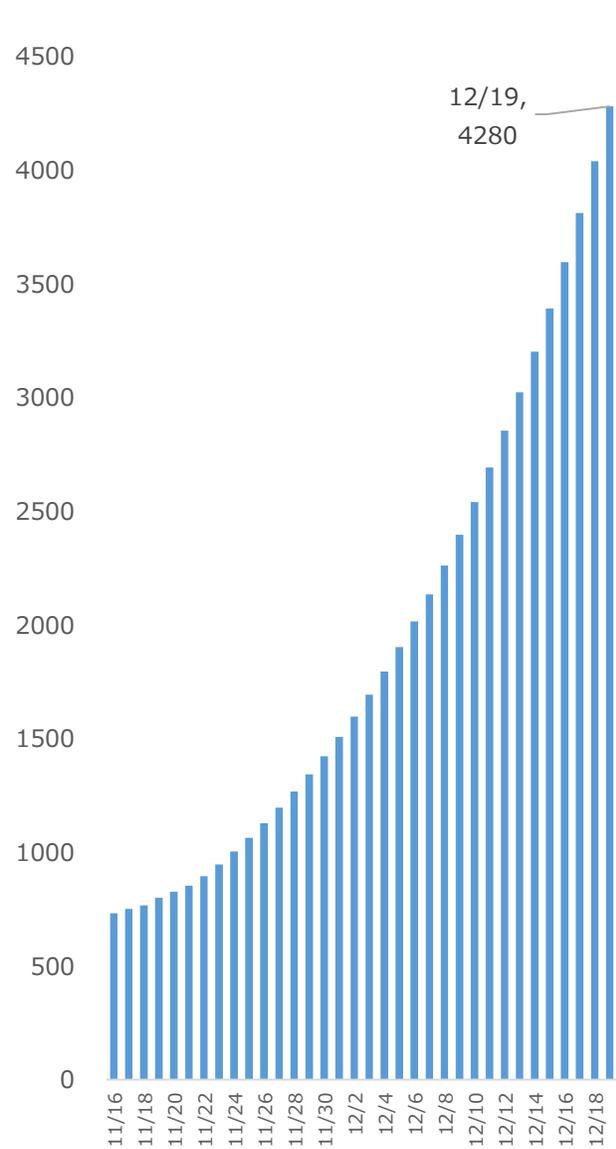
入院患者数（軽症）



宿泊療養者数



自宅療養者数



入院・療養の状況 (11月19日現在)

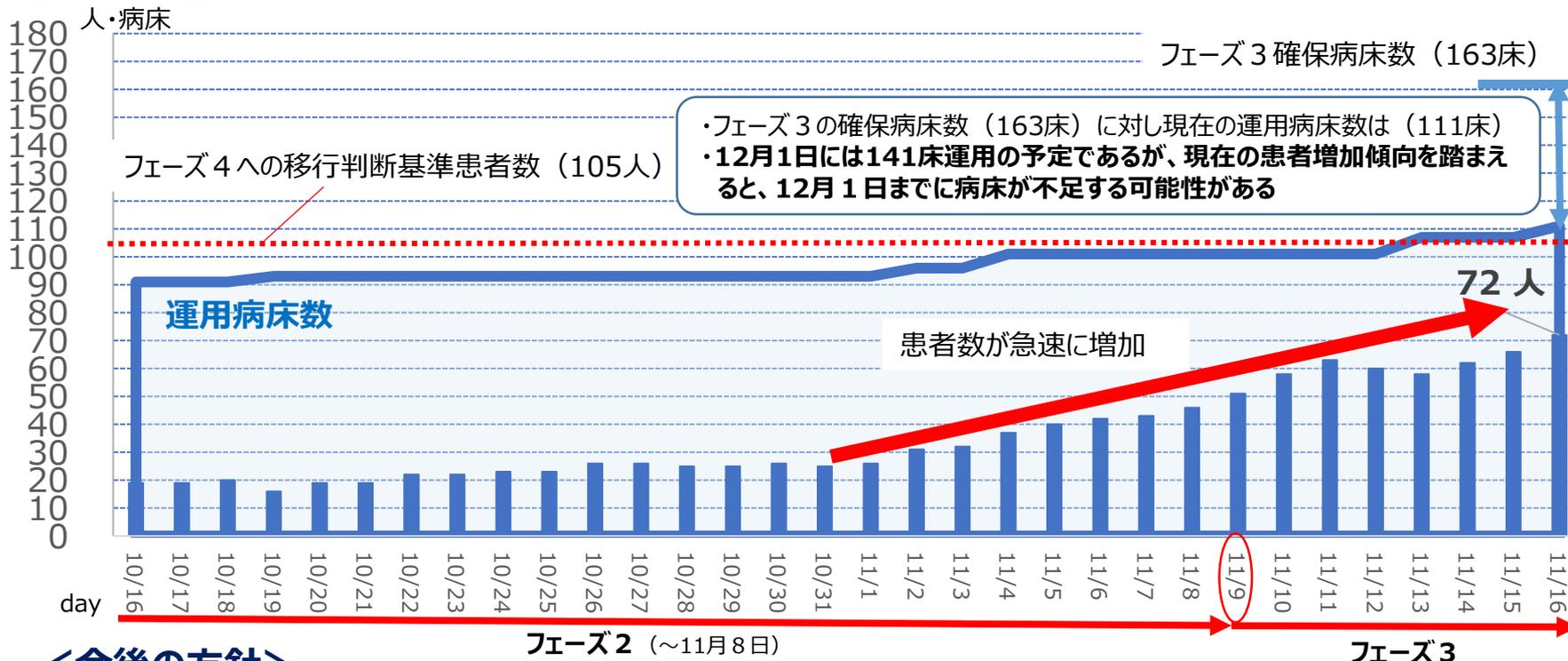
		重症病床	軽症中等症病床	宿泊療養施設
確保計画	フェーズ 1	60 床	500 床	400 室
	フェーズ 2	80 床	800 床	800 室
	フェーズ 3	150 床	1,000 床	1,036 室
	フェーズ 4	215 床	1,400 床	—
確保数等 ※重症病床、軽症中等症病床について、 11月19日からフェーズ4へ移行		確保数 206 床 (11/19 現在 実運用数 120 床)	確保数 1,199 床 (11/19 現在 実運用数 929 床)	1,517 室
入院・療養者数【11月19日現在】		76 人	530 人	497 人
(使用率：入院・療養者数 ／確保病床・室数)		36.9% (76/206)	44.2% (530/1,199)	32.8% (497/1,517)

※ 別途、自宅療養 715 人 (11月19日現在)

○病床確保計画における次フェーズ移行の判断基準

	目標 病床数	確保 病床数 (11月17日)	次フェーズ移行の判断基準 (下記基準と感染拡大状況から総合的に判断)
フェーズ1	60床	72床	重症患者およそ27人以上 (病床使用率45%以上) ⇒フェーズ2 移行準備
フェーズ2	80床	89床	重症患者およそ36人以上 (病床使用率45%以上) ⇒フェーズ3 移行準備
フェーズ3	150床	163床	重症患者およそ105人以上 (病床使用率70%以上) ⇒フェーズ4 移行準備
フェーズ4	215床	206床	—

○重症患者と重症病床運用の推移



<今後の方針>

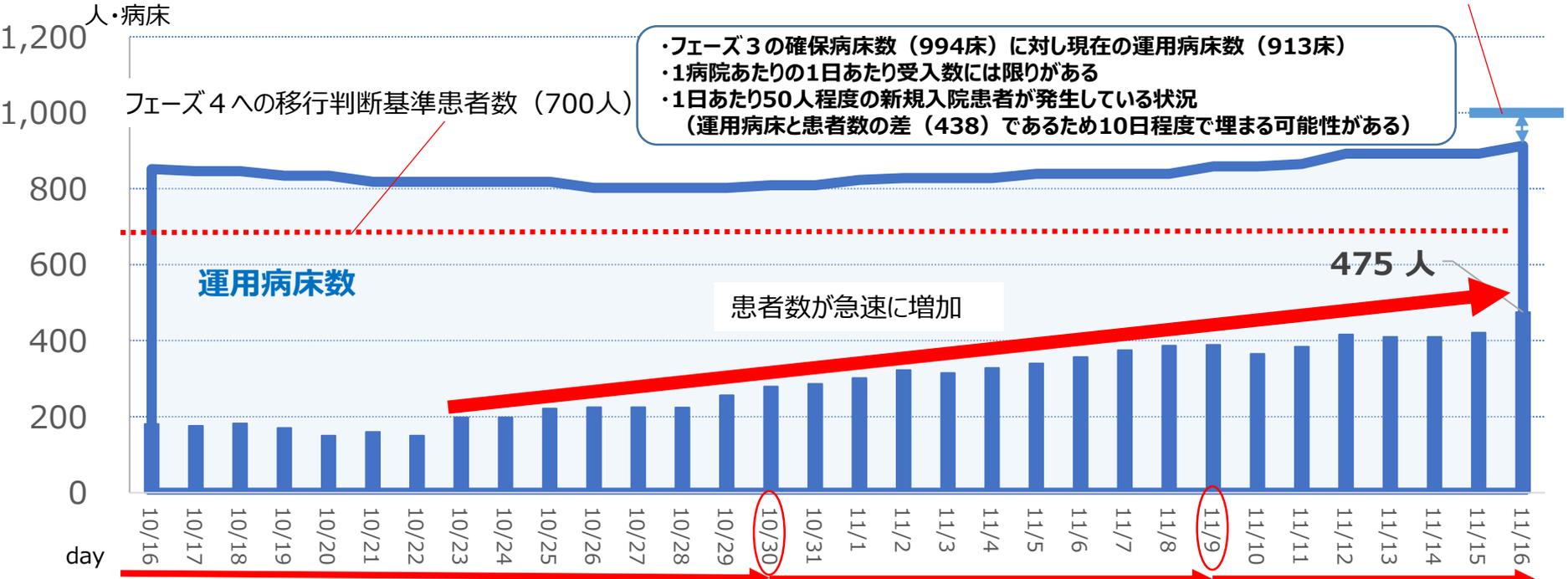
フェーズ3の確保病床数の運用を改めて個別に医療機関へ要請するとともに、受入病床の確保が困難になっていることから、判断基準には満たないが、フェーズ4への移行を各医療機関に要請。

[軽症中等症病床] 病床運用フェーズ4への移行の判断について

○病床確保計画における次フェーズ移行の判断基準

	目標 病床数	確保 病床数 (11月17日)	次フェーズ移行の判断基準 (下記基準と感染拡大状況から総合的に判断)
フェーズ1	500床	572床	軽症中等症患者およそ225人以上 (病床使用率45%以上) ⇒フェーズ2 移行準備
フェーズ2	800床	911床	軽症中等症患者およそ360人以上 (病床使用率45%以上) ⇒フェーズ3 移行準備
フェーズ3	1,000床	994床	軽症中等症患者およそ700人以上 (病床使用率70%以上) ⇒フェーズ4 移行準備
フェーズ4	1,400床	1,199床	—

○軽症中等症患者と軽症中等症病床運用の推移



<今後の方針>

フェーズ3の確保病床数の運用を改めて医療機関に要請するとともに、感染状況、運用病床の残数、準備に2週間程度要する等を考慮し、判断基準には満たないがフェーズ4への移行を各医療機関に要請。

新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関 各位

大阪府新型コロナウイルス対策本部長

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症患者受入体制の確保等について（緊急要請）

日頃より、新型コロナウイルス感染症患者等の受入にご協力をいただき、ありがとうございます。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染の急拡大が続き、日々の入院先の確保にあたり困難な事態が想定されております。

また、明日からの3連休（11月21日（土）から23日（月））についても、多数の入院患者が生じることが予想されます。

これらを踏まえ、早急に新型コロナウイルス感染症患者の受入体制を確保するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第1項（都道府県対策本部長による総合調整）に基づき、下記のとおり病床確保にかかる要請をします。

- ・フェーズ4計画病床の速やかな運用開始（フェーズ3計画病床の確実な運用）
- ・1日当たり新規受入患者を現在の2倍程度の受入
- ・休日・夜間においても、最大限の受入体制の確保

医療従事者の皆様には、この間大変ご尽力いただいているところですが、この難局を乗り切るため、ご協力願います。

【問い合わせ先】

大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課

畑山・高野・井原

電話：06-6944-6028（ダイヤルイン）

E-mail: coronataisaku19@gbox.pref.osaka.lg.jp

1 入院勧告・措置の対象について

感染症法政令・省令

○都道府県知事は、新型コロナウイルス感染症の患者に対し感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

入院・措置することができる対象を、①～⑨に限定することとする。

- ①65歳以上の者
- ②呼吸器疾患を有する者
- ③腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ④臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ⑤妊婦
- ⑥現に新型コロナウイルス感染症の症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中等度であるもの
- ⑦新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者
- ⑧都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者
- ⑨これら以外の者であって当該感染症のまん延を防止するため必要な事項として厚生労働省令で定める事項（※）を守ることと同意しないもの

（※）指定された期間、内容、方法及び頻度で健康状態を報告すること。

指定された期間、場所から外出しないこと

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認められる事項

府における入院・療養の考え方

【現行】

○入院を要しない者は原則宿泊療養であるが、左記①～③については、以下の考え方を参考に保健所で療養方法等を決定。（※診療の手引きの掲載内容を抜粋）

ア 入院 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ・原則65歳以上 ・93% < SpO2 < 96%かつ息切れや肺炎所見あり (SpO2 ≤ 93%は緊急対応) ・その他中等度以上の基礎疾患等または合併症によって入院を必要とする者
イ 宿泊 療養	<ul style="list-style-type: none"> ・原則65歳未満でADLが自立しており、入院を必要とする基礎疾患等がない者 ・集団生活のルールが遵守できる者
ウ 自宅 療養	<ul style="list-style-type: none"> ・原則65歳未満で入院を必要とする基礎疾患等がなく、感染管理対策が可能な者 ・同居家族に高齢者、免疫不全等要配慮者、医療・介護従事者のない者



感染拡大を踏まえた追記事項（案）

上記「府における現行の考え方」の「ア 入院」に以下を追加。

（※）上記に該当する者でも無症状又は軽症者については、保健所が、患者を診察した医師や入院フォローアップの医師と適宜協議し、可能な場合、宿泊療養とする。

感染拡大を踏まえた入院・療養体制について

2 病床の確保に向けた取組みについて

○重症病床

- ・各受入医療機関に対し確保病床数までの患者受入いただくよう働きかけを強化（運用病床の最大限の活用、夜間・休日を問わない受入など）
- ・中等症病床受入医療機関の一部に重症患者の受入を要請
- ・重症患者受入医療機関における受入患者の重点化（例：人工呼吸器管理が必要とされる者に限る、など）

<医療処置の状況>

11/17判明時点

	第1波（6/13まで）	第2波（6/14以降）
陽性者数	1786	13977
重症者数	147	362
人工呼吸器装着あり	139（94.6%）	271（74.9%）
人工呼吸器装着未確認または装着なし	8（5.4%）	91（25.1%）

- ・大阪コロナ重症センターの活用（12月中下旬以降）

○軽症・中等症病床

- ・各受入医療機関に対し確保病床数までの患者受入いただくよう働きかけを強化（運用病床の最大限の活用、夜間・休日を問わない受入など）
- ・受入患者の重点化（中等症患者・リスクの高い患者に限る、など）

○宿泊施設

- ・更なる宿泊施設の確保

○その他

- ・コロナ受入医療機関以外の医療機関でクラスターが発生した場合、当該医療機関に専門家等の人的・物的支援を継続しながら、病状に応じた転院調整を行う。
- ・長期入院患者の転院・退院に向けた関係機関の連携強化

【参考】・軽症・中等症病床において入院期間が30日以上であったもの：38名（うち、推定される感染経路が院内・施設内感染の者：19名）

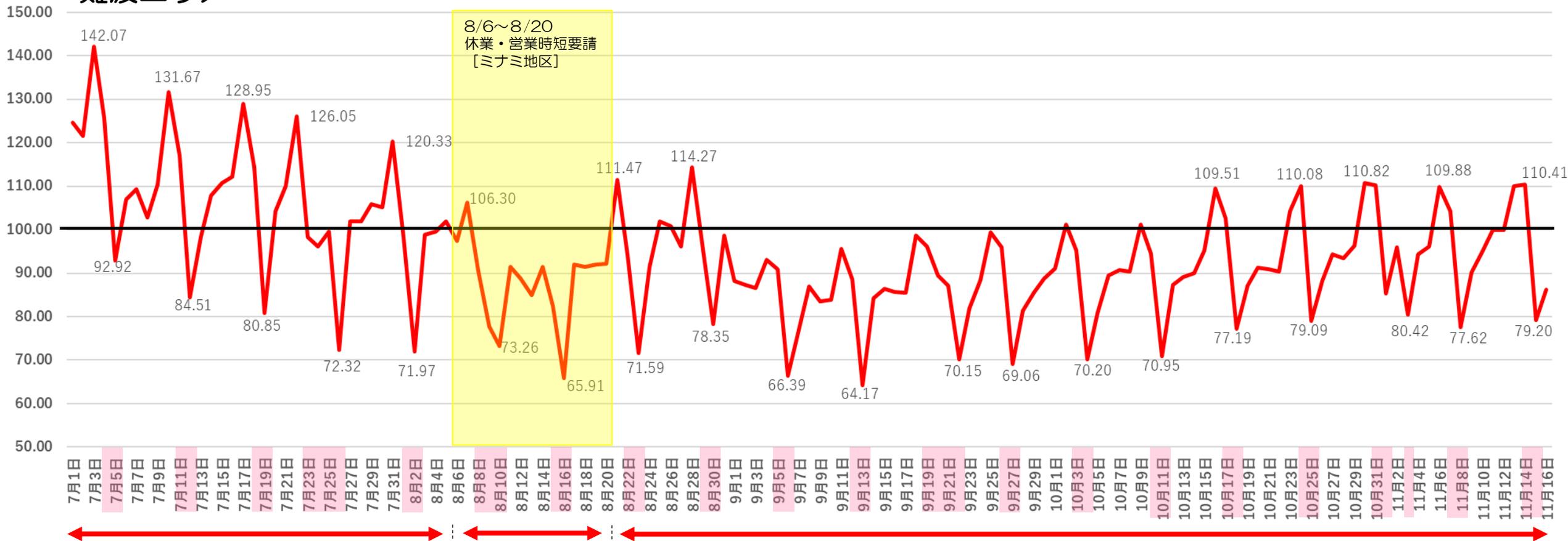
・重症病床においてICU入室期間が30日以上であったもの：15名（うち、60日以上のも 3名）（うち、推定される感染経路が院内・施設内感染の者：0名）

※国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCRで検出される場合でも感染性は極めて低いことがわかっていく。（R2.8.21 厚生労働省事務連絡）

夜間（18時～24時）における人口増減状況

資料1 - 8

難波エリア



要請期間前(7/1～8/5)
平均 106.53

要請期間
(8/6～8/20)
平均 87.88

要請期間後(8/21～11/16)
平均 91.01

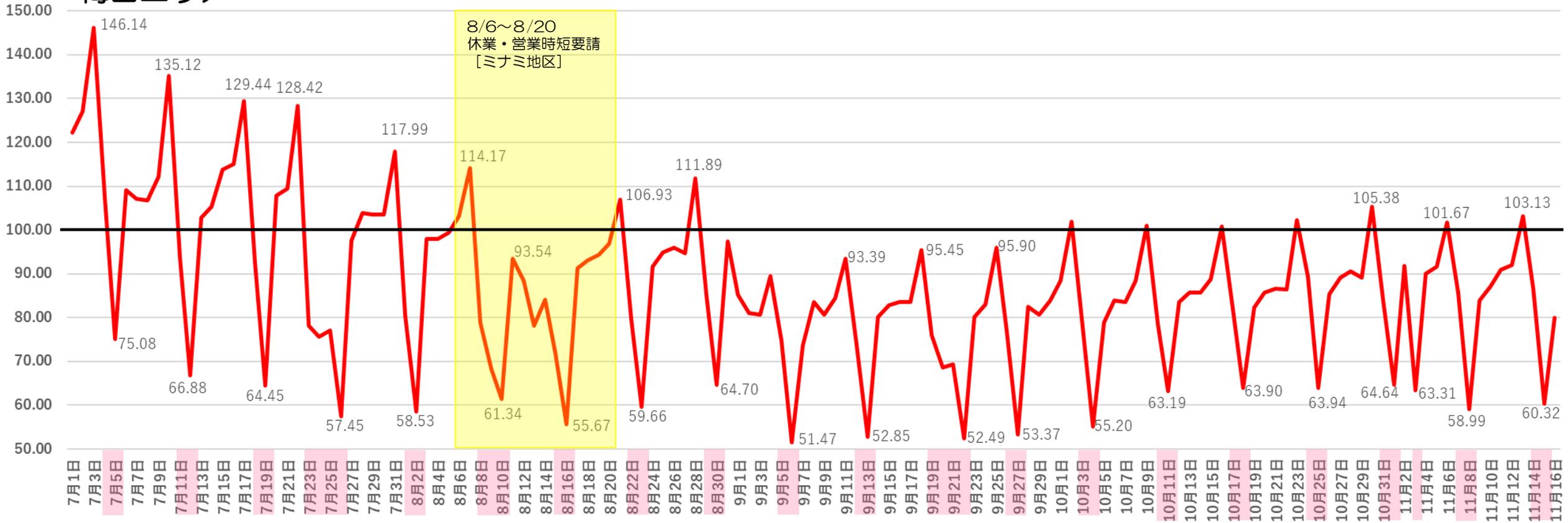


難波エリア

※エリア人口の指数：緊急事態宣言時（4月7日）を100とした指数で表示
18:00～24:00の間に30分以上の滞在をカウント
[出典：ヤフー・データソリューション]

夜間（18時～24時）における人口増減状況

梅田エリア



要請期間前(7/1～8/5)
平均 100.76

要請期間
(8/6～8/20)
平均 84.90

要請期間後(8/21～11/16)
平均 82.75



梅田エリア

※エリア人口の指数：緊急事態宣言時（4月7日）を100とした指数で表示
18:00～24:00の間に30分以上の滞在をカウント
[出典：ヤフー・データソリューション]

イエローステージ（警戒）2への移行について

会議での議論を受けて
決定した内容に変更

資料2-1

➤イエローステージ2への移行は、次のいずれかに該当する場合

（7/28 第22回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議で決定）

- ① 重症又は軽症中等症のいずれかの病床使用率が以下の基準に達した場合。
 - ・重症病床 : 概ね35%
 - ・軽症中等症病床 : 概ね50%
- ② ①の基準に達しない場合であっても、国や他の大都市と協議して共同で施設の使用制限等を実施する場合

【現在の感染状況】

○ 新規陽性者数が増加傾向であり、重症病床使用率が概ね35%以上で推移していること

<重症病床使用率>

11月15日	11月16日	11月17日	11月18日	11月19日
32.0%	35.0%	33.5%	35.0%	36.9%

①の基準に達しているため、イエローステージ2に移行

イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請

- ① 区域 大阪府全域
- ② 期間 イエローステージ2の期間
(11月21日～12月5日。ただし、重症病床使用率が50%を上回るなど感染拡大の状況に応じて判断)
- ③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく）

●府民への呼びかけ

○府民に対し、次の内容を要請。

- ・「5人以上※1」「2時間以上」の宴会・飲み会は控えること
※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない
 - ・重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患※2のある方等）は、不要不急の外出※3を控えること
※2 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）、透析患者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている患者
※3 医療機関への通院、食料・衣料品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要な場合を除く
 - ・高齢者の方、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員は、感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状が有る場合、休暇を取得するとともに早めに検査を受診すること
 - ・「静かに飲食」
 - ・「マスクの徹底」（飲食の際も会話時はマスクを着用）
 - ・「換気と保湿」
- ・業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること
 - ・3密で唾液が飛び交う環境を避けること

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



●イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）

- Ø 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
- Ø 業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、別表のとおり
- Ø 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が**1,000**人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること
- Ø 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、国に準じて対応
- Ø 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討

時期	収容率		人数上限	別表
11月21日～ 11月末まで	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競 技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上限でどちらか小さい ほうを限度 (両方の条件を満たす必要)	
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50% (※1) 以内 (席がない場合は十分な間隔)		

時期	収容率		人数上限
12月1日～ 当面2月末まで	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴うが発声がないもの (※2)	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競 技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上限でどちらか小さい ほうを限度 (両方の条件を満たす必要)
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50% (※1) 以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

	展示会、地域の行事等	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
イベントの性質	<ul style="list-style-type: none"> 入退場や区域内の適切な行動確保が可能 参加者が自由に移動できる 名簿等で参加者の把握が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 入退場や区域内の適切な行動確保が困難 参加者が自由に移動できる 名簿等で参加者を把握困難
想定されるイベント(例)	<ul style="list-style-type: none"> 展示会(人数等を管理できるイベント) 地域の行事 	<ul style="list-style-type: none"> 全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
開催要件	<ul style="list-style-type: none"> 入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔(1m)を要することとする。 それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 当分の間、十分な人と人との間隔(1m)を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。

※詳細：令和2年11月12日付国事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」参照

●施設について（府有施設を含む）

○施設（事業者）に対し、次の内容を要請。

1. 従業員等に対し、「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること
2. 従業員等に少しでも症状がある場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧めること
3. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること
4. 飲食店においては以下に留意すること
 - ・パーティションの活用
 - ・会話の際は、マスク・フェイスシールドを着用（食事中のマスクの活用を含む）
 - ・斜め向かいに座る
 - ・CO2センサー等を活用し、換気状況が適切か確認
5. 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること
6. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること。
7. 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をとること

●上記要請を踏まえ、各団体等に特にお願いしたいこと

〈高齢者施設、医療機関等へのお願い〉

1. 職員、施設と関わりのある業務の従業員に対し「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会は控えるよう求めること
 2. 職員に少しでも症状がある場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに**検査を受診させること**
 3. 職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策（マスクの着用、手指消毒等）を求めること
-
4. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO₂センサーの活用による確認等）を実施すること
 5. 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること
 6. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること

〈経済界へのお願い〉

1. 従業員等に「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること
2. 従業員等に少しでも症状が有る場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧めること
3. テレワークを推進すること
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること
4. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO₂センサーの活用による確認等）を実施すること
5. 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること
6. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること
7. 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
8. 従業員の年末年始における休暇を分散すること

〈大学等へのお願い〉

1. 学生に「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること
 2. 学生に少しでも症状が有る場合は登校させず、検査受診を勧めること。
3. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO₂センサーの活用による確認等）を実施すること
 4. 高齢者と日常的に接する学生は、感染リスクの高い環境を避けること
 5. 寮やクラブ・サークル活動での感染防止対策（マスクの着用等）を徹底すること
 6. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること

「Go To Eatキャンペーン事業」における府が独自に設定する条件

農林水産省では「**GoToEat**キャンペーン事業」における感染拡大防止対策の強化について

○食事券・ポイントの利用は、原則として「4人（子どもを除く）以下の単位」での飲食とする。

○具体的な対応について、各地域における感染状況等を踏まえ、都道府県知事に早急な検討を要請。

府の条件

○飲食店の利用形態

食事券・ポイント利用者は4人以下とすること。

なお、家族や乳幼児・子ども、高齢者の介助者、障がい者の介助者などはこの限りでない。

- ・ 5人以上のグループをテーブルごとやパーティションで分けて物理的に4人以下として飲食されても、食事券の使用はできません。
- ・ すでに販売された食事券も、4人以下の飲食でしか使用できません。

イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請 新旧対照表

資料 2 - 2

旧（11月12日～11月28日）	新（11月21日～12月5日）
① 区域 大阪府全域	（同左）
② 期間 <u>イエローステージ1の期間（11月12日～11月28日。ただし、感染拡大の状況に応じて判断）</u>	② 期間 <u>イエローステージ2の期間（11月21日～12月5日。ただし、重症病床使用率が50%を上回るなど感染拡大の状況に応じて判断）</u>
③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく） ●府民への呼びかけ ➤府民に対し、次の内容を要請。 ・「静かに飲食」 ・「マスクの徹底」 ※『感染リスクが高まる「5つの場面」』（政府分科会による提言）では特に徹底すること	③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく） ●府民への呼びかけ ➤府民に対し、次の内容を要請。 ・「 <u>5人以上※1</u> 」「 <u>2時間以上</u> 」の宴会・飲み会は控えること ※1 <u>家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない</u> ・ <u>重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患※2のある方等）は、不要不急の外出※3を控えること</u> ※2 <u>糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）、透析患者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている患者</u> ※3 <u>医療機関への通院、食料・衣料品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要な場合を除く</u> ・「静かに飲食」 ・「マスクの徹底」 <u>（飲食の際も会話時はマスクを着用）</u> ・「 <u>換気と保湿</u> 」 （削除）

旧（11月12日～11月28日）

- ・ 3密で唾液が飛び交う環境を避けること
 - ・ 高齢者の方、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員は感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状が有る場合、早めに検査を受診すること
 - ・ 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること
- 経済界、大学等へのお願い
- ・ 職場や教室などでのマスクの着用、換気を徹底すること
 - ・ 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること
 - ・ 従業員の年末年始における休暇の分散取得

新（11月21日～12月5日）

（同左）

- ・ 高齢者の方、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員は感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状が有る場合、**休暇を取得するとともに**早めに検査を受診すること

（同左）

（移動）

新（11月12日～11月28日）

（参考）政府分科会「分科会から政府への提言」より抜粋

別紙

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に個室などで囲われている際、空間に長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、目し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のほしごころでは、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり気味が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイコプラズマ肺炎での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、経カオウなどでの事例が報告されている。
- 車やバスで移動する際の間中も注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 家の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が報告されている。



新（11月21日～12月5日）

（参考）政府分科会「分科会から政府への提言」より抜粋

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に個室などで囲われている際、空間に長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、目し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のほしごころでは、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり気味が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイコプラズマ肺炎での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、経カオウなどでの事例が報告されている。
- 車やバスで移動する際の間中も注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 家の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が報告されている。



新（11月12日～11月28日）

- イベントの開催について(府主催（共催）のイベントを含む)
- 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
- 業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、別表のとおり
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が**1,000**人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、国に準じて対応
- 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討

新（11月21日～12月5日）

(同左)

新（11月12日～11月28日）

別表

時期	収容率		人数上限
9月19日から 当面11月末まで	大声での歓声・声援等がない ことを前提とするもの	大声での歓声・声援等が 想定されるもの	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上限でどちらか 小さいほうを限度（両方の条件を満た す必要）
	クラシック音楽コンサート、演劇等、 舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、 公演・式典、展示会 等	ロック、ポップコンサート、 スポーツイベント、公営競技、公演、 ライブハウス・ナイトクラブでのイベント	
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50% (※) 以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

	展示会、地域の行事等	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
イベントの性質	・入退場や区域内の適切な行動確保が可能 ・参加者が自由に移動できる ・名簿等で参加者の把握が可能	・入退場や区域内の適切な行動確保が困難 ・参加者が自由に移動できる ・名簿等で参加者を把握困難
想定される イベント(例)	・展示会（人数等を管理できるイベント） ・地域の行事	・全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
開催要件	・入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。 ・それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最低個人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。	・当分の間、十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。

※詳細：令和2年9月11日付国事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」参照

新（11月21日～12月5日）

時期	収容率		人数上限	別表
11月21日～ 11月末まで	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競 技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベン ト等	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上限でどちらか小さい ほうを限度（両方の条件を満たす必要）	
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50% (※1) 以内 (席がない場合は十分な間隔)		
12月1日～ 当面2月末まで	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴うが発声がないもの(※2)	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競 技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベン ト等	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上限でどちらか小さい ほうを限度（両方の条件を満たす必要）	
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50% (※1) 以内 (席がない場合は十分な間隔)		

※1（略）

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

	展示会、地域の行事等	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
イベントの性質	・入退場や区域内の適切な行動確保が可能 ・参加者が自由に移動できる ・名簿等で参加者の把握が可能	・入退場や区域内の適切な行動確保が困難 ・参加者が自由に移動できる ・名簿等で参加者を把握困難
想定される イベント(例)	・展示会（人数等を管理できるイベント） ・地域の行事	・全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
開催要件	・入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。 ・それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最低個人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。	・当分の間、十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。

※詳細：令和2年11月12日付国事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」参照

旧（11月12日～11月28日）	新（11月21日～12月5日）
<p>●施設について（府有施設を含む） ➤施設（事業者）に対し、次の内容を要請。</p> <p>1. 高齢者施設、医療機関等は、職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策を求めること</p> <p>2. 高齢者施設、医療機関等の職員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること</p> <p>3. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること</p>	<p>●施設について（府有施設を含む） ➤施設（事業者）に対し、次の内容を要請。</p> <p>（移動）</p> <p>（移動）</p> <p><u>1. 従業員等に対し、「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること</u></p> <p><u>2. 従業員等に少しでも症状がある場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧めること</u></p> <p>3. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること</p> <p><u>4. 飲食店においては以下に留意すること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・パーティションの活用 ・会話の際は、マスク・フェイスシールドを着用（食事時のマスクの活用を含む） ・斜め向かいに座る ・CO2センサー等を活用し、換気状況が適切か確認 <p><u>5. 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること</u></p>

旧（11月12日～11月28日）

- 施設について（府有施設を含む）
➤施設（事業者）に対し、次の内容を要請。

4. 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をとること

5. バー、クラブ、キャバクラ、ホストクラブ等、夜の街関連施設の従業員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること
※ミナミの臨時検査場における検査の継続実施

新（11月21日～12月5日）

- 施設について（府有施設を含む）
➤施設（事業者）に対し、次の内容を要請。

~~6. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること~~

7. （同左）

（削除）

旧（11月12日～11月28日）	新（11月21日～12月5日）
<p>●施設について（府有施設を含む） ➤施設（事業者）に対し、次の内容を要請。</p> <p>1. 高齢者施設、医療機関等は、職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策を求めること</p> <p>2. 高齢者施設、医療機関等の職員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること</p>	<p>●<u>上記要請を踏まえ、各団体等をお願いしたいこと</u> <u><高齢者施設、医療機関等へのお願い></u></p> <p>（3. に移動）</p> <p><u>1. 職員、施設と関わりのある業務の従業員に対し「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会は控えるよう求めること</u></p> <p>2. 職員に少しでも症状が有る場合は、<u>休暇を取得しやすい環境を整えとともに検査を受診させること</u></p> <p>3. 職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策（<u>マスクの着用、手指消毒等</u>）を求めること</p> <p><u>4. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO2センサーの活用による確認等）を実施すること</u></p> <p><u>5. 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること</u></p> <p><u>6. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること</u></p>

旧（11月12日～11月28日）

●経済界、大学等へのお願い

- ・ 職場や教室などでのマスクの着用、換気を徹底すること
- ・ 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること
- ・ 従業員の年末年始における休暇の分散取得

新（11月21日～12月5日）

<経済界へのお願い>

1. 従業員等に「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること
2. 従業員等に少しでも症状が有る場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧めること
3. テレワークを推進すること
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること
4. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO2センサーの活用による確認等）を実施すること
5. 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること
6. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること
7. 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
8. 従業員の年末年始における休暇を分散すること

旧（11月12日～11月28日）	新（11月21日～12月5日）
<p>●経済界、大学等へのお願い</p> <p>・職場や教室などでのマスクの着用、換気を徹底すること</p> <p>・休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること</p>	<p><u><大学等へのお願い></u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 学生に「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求めること</u> <u>2. 学生に少しでも症状が有る場合は登校させず、検査受診を勧めること</u> <u>3. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO2センサーの活用による確認等）を実施すること</u> <u>4. 高齢者と日常的に接する学生は、感染リスクの高い環境を避けること</u> <u>5. 寮やクラブ・サークル活動での感染防止対策（マスクの着用等）を徹底すること</u> <u>6. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること</u>

1. 感染防止宣言ステッカー登録事業者に対する現地調査

府の「少人数利用・飲食店応援キャンペーン」や国の「Go To Eatキャンペーン」の実施と併せて、参加飲食店における感染防止対策の実施状況について、職員等が個別に訪問し、現地確認（目視及び聞き取り）を実施。

実施期間及び実施体制

9月24日～10月14日 5班(10人)体制
10月15日～12月末 10班(20人)体制

※民間委託



【現地調査の様子】

実施状況

(11月19日現在)

目標店舗数 2,500店舗

訪問店舗数 1,824店舗

⇒ 改善報告を求めた店舗数 453店舗 ⇒ 改善報告有 276店舗

- ・レジと客の間にアクリル板等の設置
- ・従業員の出勤前の検温等の実施
- ・トイレのハンドドライヤーの使用中止
- ・座席間隔が不十分で、パーテーション等の設置 など

2. コールセンターの通報案件への対応

通報があれば、感染防止対策の実施状況について店舗へヒアリングを行い、ガイドライン遵守を要請。

必要であれば、期限を定めて改善状況等の報告を求め、さらに期限までに報告がない場合は、現地調査を実施。

通報の状況(7月1日から)

通報件数 172件
・個別店舗 145件
・一般意見 27件

個別店舗内訳及び通報内容

飲食店 84件
遊興施設 21件
スポーツ施設 18件
その他 22件

- ・従業員がマスク未着用
- ・店内が3密で、換気不十分
- ・利用者が大声で会話 など



対応状況

(11月19日現在)

改善状況確認(電話) 133件
メール・手紙等で確認 8件
(うち、現地調査実施 2件)
連絡先等不明 4件

「診療・検査医療機関」について

- ◆ 発熱患者が地域において適切に診療・検査を受けられるよう、「診療・検査医療機関」を指定。保健所管内毎の数は、病院・診療所別に公表。
- ◆ 診療・検査医療機関の指定状況について、地域の医療機関等で情報を共有。診療・検査ができない医療機関においても、他の診療・検査医療機関を案内し、発熱患者等が円滑に医療機関を受診できる体制を構築。

<保健所毎指定状況> ※11月19日時点

1,094か所指定(病院:189か所、診療所:905か所)

- ・豊中市保健所：44か所(病院：5か所、診療所：39か所)
- ・吹田市保健所：40か所(病院：6か所、診療所：34か所)
- ・池田保健所：36か所(病院：4か所、診療所：32か所)

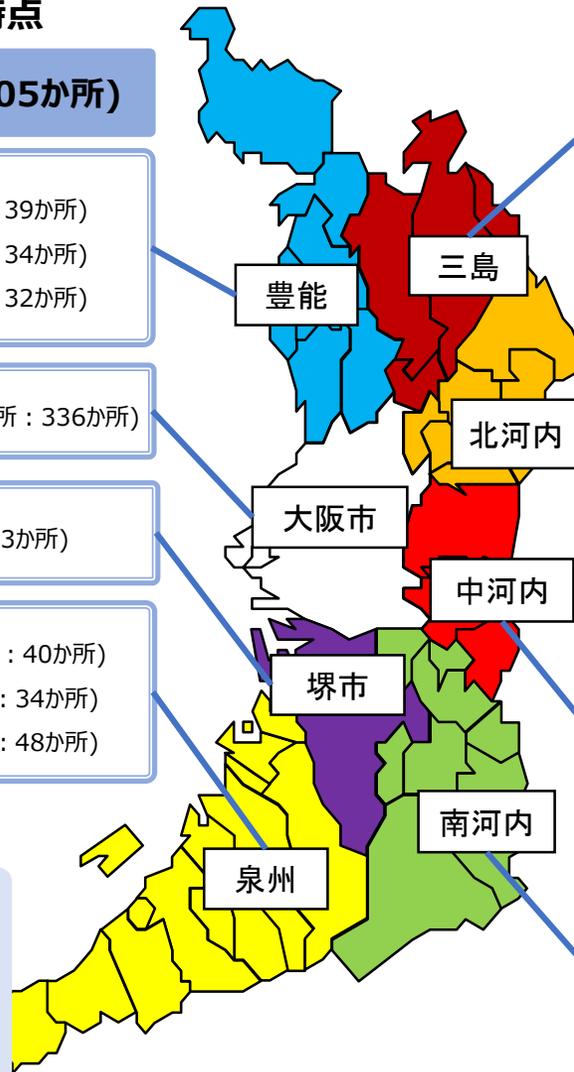
・大阪市保健所：399か所(病院：63か所、診療所：336か所)

・堺市保健所：75か所(病院：12か所、診療所：63か所)

- ・泉佐野保健所：52か所(病院：12か所、診療所：40か所)
- ・和泉保健所：40か所(病院：6か所、診療所：34か所)
- ・岸和田保健所：55か所(病院：7か所、診療所：48か所)

<地域外来・検査センター設置状況>

- 受診調整機能付地域外来・検査センター
・41か所設置
- 検体採取特化型地域外来・検査センター
・20か所設置



- ・高槻市保健所：10か所
(病院：2か所、診療所：8か所)
- ・茨木保健所：46か所
(病院：7か所、診療所：39か所)

- ・枚方市保健所：38か所
(病院：8か所、診療所：30か所)
- ・寝屋川市保健所：24か所
(病院：9か所、診療所：15か所)
- ・四條畷保健所：28か所
(病院：6か所、診療所：22か所)
- ・守口保健所：26か所
(病院：8か所、診療所：18か所)

- ・八尾市保健所：26か所
(病院：5か所、診療所：21か所)
- ・東大阪市保健所：72か所
(病院：11か所、診療所：61か所)

- ・富田林保健所：52か所
(病院：10か所、診療所：42か所)
- ・藤井寺保健所：31か所
(病院：8か所、診療所：23か所)

<診療相談体制の整備について>

○11月24日からかかりつけ医に相談いただける体制を開始予定。

・新たな受診相談体制を周知するチラシを作成し、医療機関や関係機関に配布

・府民への公表に同意いただいた医療機関が5か所以上ある4保健所圏域においては、診療・検査医療機関の情報をホームページに公表

※府民への公表に同意いただいた90か所のうち57か所をホームページで公表

※加えて、ホームページで公表する57か所を含む473か所の診療・検査医療機関情報を地域の医療機関間で共有(11月19日時点)

⇒今後、公表同意について、医療機関との調整を継続

・かかりつけ医がない場合や、休日・夜間等においては、新型コロナ受診相談センターにて適切に医療機関につなぐ

- 業務重点化については、現在の感染者増加の状況を踏まえ、移行できる項目から速やかに移行する。
- 移行については、各保健所の実情に合わせ、所長の判断により移行する。（移行にあたっては事前に府に連絡）
- 移行のための検討・準備が必要な項目については、早急に移行できるよう検討・準備を急ぐ。

	重点化項目	内容	移行
調査	①疫学調査項目の重点化	高齢者との接触や病院・高齢者施設などクラスターリスクの高い施設に関するもの等に重点化。	【各保健所長の判断で移行】 ※重点化内容について、事前に大阪府に提示（疫学調査票の改訂版等を提示）
健康観察	②陽性者（自宅療養者）健康観察の受動化	重症化リスクの低い自宅療養者について、健康観察をアプリ等で実施。病状変化は療養者本人からの連絡等に受動化。 ※受動化対象者は保健所で判断	【各保健所長の判断で移行】 ※HER-SYSアプリによる健康観察の入力確認や毎日配食サービス実施による安否確認が可能な者について移行
	③濃厚接触者（陰性者）健康観察の受動化	重症化リスクの低い濃厚接触者（陰性者）について、健康観察を療養者本人からの連絡等に受動化。※受動化対象者は保健所で判断	【各保健所長の判断で移行】 ※症状出現時等に保健所への連絡や受診・検査が可能な者について移行
	④検疫対象者の健康観察一元化	検疫対象者に対する健康観察を大阪府検疫フォローアップセンターに一元化	【協定書締結後移行】 ※協定書（案）を希望（対象）市保健所へ提示済 ※締結後、具体的な移行日を調整の上、移行
検査業務	⑤保健所実施検査の陰性通知システムの導入	保健所実施検査について、対象者自身がスマホ等で結果を確認、保健所が確認したかどうかを把握できるシステムを導入	【準備中：システム稼働後移行】 ※大阪市保健所への導入を先行して開発中 ※開発目標11月末（予定） ※その他希望保健所に対して、デモ実演を実施予定
	⑥保健所実施検査の予約システムの導入	保健所実施検査について、対象者自身がスマホ等で検査予約を行えるシステムを導入	【準備中：システム稼働後移行】 ※陰性通知システムの開発後、開発に着手
	⑦検査調整センターの設置	保健所にセンター分室を設置し、濃厚接触者等への検査を効率化、診療・検査医療機関での検査数を集約、代行入力を実施等	【準備中：人員確保等が整い次第実施】 ※11月24日～順次、分室を設置
クラスター	⑧保健所相互の人材支援	クラスター発生時に保健所相互で人材を支援	【準備中：相互支援ルールを文書化】 ※文書化完了後運用

保健所業務の重点化について【補足説明】

疫学調査項目の重点化

調査項目の重点化：優先的に調査が必要な項目

【基本情報】

- 職業・業種・学校等に関する項目⇒クラスター把握、感染動向の把握に必要
- 基礎疾患等に関する項目⇒ハイリスク者の把握に必要

【臨床経過等】

- 発病年月日・探知の契機・感染経路(リンクの有無)などに関する項目⇒感染源・濃厚接触調査に必要

【行動調査(感染源)】

- 発症14日前～発症3日前 行動歴⇒感染源調査に必要（ハイリスク者・クラスター施設関係者等は確実に把握）

【行動調査(接触者)】

- 発症2日前～ 行動歴⇒濃厚接触者調査に必要（ハイリスク者・クラスター施設関係者等は確実に把握）
- ※その他の濃厚接触者についても把握

健康観察

【陽性者(自宅療養者)】

○受動化対象者イメージ

- ・重症化リスクが低い（高齢者・基礎疾患を有する者等以外の者）と判断される者
- ・スマートフォンで健康観察アプリを使える者（入力が無い者については電話等の連絡が必要）
- ・毎日の配食サービスで安否確認できる者（配食受領ができていない場合は電話等の連絡が必要）

【濃厚接触者(ハイリスク者以外)】

○受動化対象者イメージ

- ・症状出現時に受診相談センター等に連絡・受診できると判断される者

項目		業務重点化移行状況								
		疫学調査	陽性者・濃厚接触者等の健康観察			検査業務			クラスター対応	
		調査項目重点化	陽性者(自宅療養者)の健康観察の受動化	濃厚接触者(陰性者)の健康観察受動化	検疫対象者の健康観察一元化	保健所実施検査業務の効率化		検査調整センターの設置・運用	高齢者施設等における陽性者発生時の幅広検査	保健所相互の人材支援体制
						検査予約システムの導入	陰性通知システムの導入			
1	池田	移行検討中			移行済	今 後 シ ス テ ム 開 発	移行予定なし	11/24 設置予定	移行済	移行調整中
2	茨木				移行済		12月中 稼働予定	11/24 設置予定	移行済	移行調整中
3	守口				移行済		移行予定なし	11/24 設置予定	移行済	移行調整中
4	四條畷				移行済		移行予定なし	11/24 設置予定	移行済	移行調整中
5	藤井寺				移行済		移行予定なし	11/24 設置予定	移行済	移行調整中
6	富田林				移行済		12月中 稼働予定	11/24 設置予定	移行済	移行調整中
7	和泉				移行済		12月中 稼働予定	11/24 設置予定	移行済	移行調整中
8	岸和田				移行済		移行予定なし	11/24 設置予定	移行済	移行調整中
9	泉佐野				移行済		12月中 稼働予定	11/24 設置予定	移行済	移行調整中
10	大阪市	移行済	移行検討中	移行検討中	移行済	11月末 稼働目標	設置調整中	移行済	移行検討中	
11	堺市	移行検討中			移行調整中	12月中 稼働予定	移行希望なし	移行済	移行希望なし	
12	東大阪市				移行調整中	12月中 稼働予定	設置調整中	移行済	移行希望なし	
13	高槻市				移行調整中	移行予定なし	設置調整中	移行済	移行希望なし	
14	豊中市				移行調整中	移行予定なし	設置調整中	移行済	移行希望なし	
15	枚方市				移行済	移行予定なし	設置調整中	移行済	移行検討中	
16	八尾市				移行調整中	移行予定なし	設置調整中	移行済	移行希望なし	
17	寝屋川市				移行調整中	移行予定なし	設置調整中	移行済	移行検討中	
18	吹田市				移行調整中	12月中 稼働予定	設置調整中	移行済	移行検討中	

(注) 「移行済」は既に重点化した項目。「移行予定なし」は11月19日時点の保健所意向確認において、移行予定がないと回答があった項目。(今後変更となる場合あり)

(注) 移行(設置)時期については、現時点での予定。また、部分移行(設置)も含む。網掛け部分は移行済または移行が確定している項目

新型コロナウイルス感染防止のための換気のポイント

新型コロナウイルス感染防止には、一定の換気を行うことが有効とされています。

施設・職場・家庭などで換気を行うようにしましょう。

【換気量の目安】

30m³/時・人（ビル管理法の空気環境基準（二酸化炭素濃度1,000ppm以下）を満たすために必要な換気量）

【参考】

店舗や事務所等の大規模建築物で延べ面積3,000m²以上の建築物（特定建築物）は、ビル管理法の空気環境基準の遵守が必要とされています。特定建築物以外の建築物であっても多数の者が使用する建築物については、空気環境基準に従って維持管理するよう努めなければなりません。

① 機械設備による換気

必要換気量の確保

- ・多数の者が利用する商業施設等では、換気設備の調整による取入れ外気の増量や、可能な場合は常時運転を実施。
- ・住宅の場合、台所や浴室、トイレの換気扇を運転。

※ 2003年7月以降建設された住宅は、機械換気設備（24時間換気システム）の設置が義務付けられています。（浴室やトイレの換気扇と兼用している場合もあります。）
誤って停止したままになっている場合もあるので、適切に使用してください。

※ 一般的な家庭用エアコンは、室内の空気を循環させるだけで、換気は行っていません。

② 窓の開放による換気

部屋の空気が1時間に2回以上入れ替わるように換気

- ・30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする。
もしくは常時、風上側の窓とその反対側の窓を5～10cm程度開放。
（対角線上にある2つの窓を開けると効率的）
- ・窓が一つしかない場合や窓がない部屋の場合は、窓やドアに向けて扇風機で部屋の外に空気が流れるようにする。

③ その他換気にあたっての留意事項

CO₂センサーの活用

- ・可能な場合は、CO₂センサーを設置して二酸化炭素濃度を測定し、換気の状態を確認。

HEPAフィルター付きの空気清浄機の使用

- ・補助設備として有効。
（換気量が確保できる場合は、換気の方がウイルス濃度低減効果が大きい。）

適度な加湿

- ・換気しながら加湿し、湿度40%～70%を維持。